

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2013年3月28日
【事業年度】	第88期（自2012年1月1日至2012年12月31日）
【会社名】	旭硝子株式会社
【英訳名】	Asahi Glass Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役 石村 和彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	東京(03)3218-5603
【事務連絡者氏名】	広報・IR室長 上田 敏裕
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	東京(03)3218-5603
【事務連絡者氏名】	広報・IR室長 上田 敏裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第84期	第85期	第86期	第87期	第88期
決算年月	2008年 12月	2009年 12月	2010年 12月	2011年 12月	2012年 12月
売上高 (百万円)	1,444,317	1,148,198	1,288,947	1,214,672	1,189,956
経常利益 (百万円)	109,756	87,207	226,806	166,739	86,621
当期純利益 (百万円)	39,178	19,985	123,184	95,290	43,790
包括利益 (百万円)	-	-	-	42,659	171,227
純資産額 (百万円)	780,864	808,312	849,815	850,460	996,949
総資産額 (百万円)	1,832,846	1,781,875	1,764,038	1,691,556	1,899,373
1株当たり純資産額 (円)	625.51	646.53	692.59	698.51	815.04
1株当たり当期純利益 (円)	33.53	17.12	105.52	81.90	37.88
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	33.52	17.04	97.84	75.88	35.12
自己資本比率 (%)	39.85	42.36	45.82	47.73	49.59
自己資本利益率 (%)	4.65	2.69	15.76	11.80	5.01
株価収益率 (倍)	15.03	51.29	8.99	7.89	16.53
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	205,270	180,683	285,669	152,223	170,165
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	260,526	115,563	124,644	123,581	157,407
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	73,558	30,092	100,797	60,833	5,305
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	59,772	95,869	152,792	117,558	133,818
従業員数 〔 〕内は平均臨時 従業員数で外数 (名)	47,770 〔 4,888 〕	47,618 〔 5,556 〕	50,399 〔 5,055 〕	50,957 〔 6,320 〕	49,961 〔 6,056 〕

注 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第84期	第85期	第86期	第87期	第88期
決算年月	2008年 12月	2009年 12月	2010年 12月	2011年 12月	2012年 12月
売上高 (百万円)	645,887	527,841	638,521	560,474	543,103
経常利益 (百万円)	56,392	31,162	136,583	87,233	34,970
当期純利益又は 当期純損失 () (百万円)	2,827	42,174	73,495	53,780	3,543
資本金 (百万円)	90,873	90,873	90,873	90,873	90,873
発行済株式総数 (千株)	1,186,705	1,186,705	1,186,705	1,186,705	1,186,705
純資産額 (百万円)	535,438	487,360	532,896	528,836	531,220
総資産額 (百万円)	1,171,501	1,097,753	1,153,964	1,106,829	1,157,597
1株当たり純資産額 (円)	457.98	416.56	455.55	456.12	458.09
1株当たり配当額 (円)	24.00	16.00	26.00	26.00	26.00
(内1株当たり 中間配当額) (円)	(12.00)	(8.00)	(12.00)	(13.00)	(13.00)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 () (円)	2.42	36.12	62.96	46.22	3.07
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	2.42	-	58.38	42.83	2.84
自己資本比率 (%)	45.6	44.3	46.1	47.6	45.7
自己資本利益率 (%)	0.48	8.26	14.44	10.16	0.67
株価収益率 (倍)	208.26	-	15.07	13.98	203.91
配当性向 (%)	991.7	-	41.3	56.3	846.9
従業員数 (名)	6,110	6,330	6,275	6,367	6,374

注 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第85期は、1株当たり当期純損失が計上されているため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益、株価収益率、配当性向は記載しておりません。

2【沿革】

年	沿革
1907年	旭硝子株式会社創立
1909年	尼崎工場（現関西工場）を設置し、日本で初めて板ガラスの工業生産を開始
1914年	牧山工場（現北九州事業所）を設置
1916年	ガラス溶解窯の構造材である耐火煉瓦の生産を開始し、セラミックス事業に参入
〃	鶴見工場（現京浜工場）を設置
1917年	ガラスの原料であるソーダ灰の製造を開始
1939年	伊保工場（現高砂工場）を設置
1944年	日本化成工業株式会社と合併し、三菱化成工業株式会社と改称
1950年	企業再建整備法により三菱化成工業株式会社が3分割される。当社は旭硝子株式会社の旧名に復して設立され、再発足。株式を上場。
1954年	ブラウン管用ガラスの生産を開始
1956年	自動車ガラスの生産を開始
〃	インドでのガラス生産を開始し、日本の民間企業としていち早くインドに進出
1959年	千葉工場を設置
1964年	フッ素化学品の生産を開始
〃	タイ旭硝子社（現AGCフラットガラス・タイランド社）を設立し、タイに進出
1965年	羽沢研究所（現中央研究所）を設置
〃	タイ旭硝子社（現AGCケミカルズタイランド社）を設立し、アジアでの化学品生産を開始
1970年	愛知工場を設置
1972年	相模事業所（現相模工場）を設置
〃	アサヒマス板硝子社を設立し、インドネシアに進出
1974年	鹿島工場を設置
〃	タイ安全硝子社（現AGCオートモーティブ・タイランド社）を設立し、アジアでの自動車ガラス生産を開始
1981年	ベルギーのグラバーベル社（現AGCガラス・ヨーロッパ社）を買収、欧州に進出
1985年	APテクノグラス社（現AGCフラットガラス・ノースアメリカ社の自動車ガラス部門）を設立し、米国での自動車ガラス生産を開始
〃	合成石英ガラスの生産を開始
1988年	米国の板ガラス製造会社であるAFGインダストリーズ社（現AGCフラットガラス・ノースアメリカ社）に資本参加し、同国での板ガラス生産を開始
1991年	ベルギーのスプリンテックス社（現AGCオートモーティブ・ヨーロッパ社）へ資本参加、欧州での自動車ガラス生産を開始
〃	チェコのクラブユニオン社（現AGCフラットガラス・チェコ社）に資本参加し、同国へ進出
1992年	中国に大連フロート硝子社（現旭硝子特種ガラス（大連）有限公司）を設立し、同国での板ガラス生産を開始
〃	旭硝子ファインテクノ株式会社（現AGCディスプレイグラス米沢株式会社）で液晶用透明電導膜付きガラス基板の生産を開始
1995年	TFT液晶ガラス基板用無アルカリガラスの生産を開始
〃	中国に秦皇島海燕安全玻璃有限公司（現旭硝子汽車玻璃（中国）有限公司）を設立し、同国での自動車ガラス生産を開始
1996年	プラズマディスプレイパネル（PDP）用ガラス基板の生産を開始
1997年	ロシアのボー・グラス・ワークス社（現AGCボーグラスワークス社）に資本参加し、ロシアに進出
1999年	英国ICI社のフッ素樹脂事業（現AGCケミカルズ・ヨーロッパ社）を買収し、欧州でのフッ素化学品の生産を開始
2000年	台湾に旭硝子ファインテクノ台湾社（現AGCディスプレイグラス台湾社）を設立し、台湾でのTFT液晶用ガラス基板の生産を開始
2002年	カンパニー制を導入、グローバル一体経営体制に移行

年	沿革
2003年	韓旭テクノグラス社にて、韓国でのPDP用ガラス基板の生産を開始
2004年	AGCオートモーティブ・ハンガリー社を設立し、ハンガリーでの自動車ガラス生産を開始
"	旭硝子ファインテクノ韓国社を設立し、韓国でのTF T液晶用ガラス基板の生産を開始
2007年	グループブランドをAGCに統一
"	旭ファイバークラス株式会社の全株式を譲渡し、ガラス繊維事業から撤退
2008年	オプトレックス株式会社の当社が保有する全株式を譲渡し、液晶表示装置事業から撤退
2009年	北九州工場から自動車ガラス事業を撤退
"	スマートフォン・タブレットPC等のカバーガラス向けに化学強化用特殊ガラスの生産を開始
2010年	中国にTF T液晶用ガラス基板の生産拠点として、旭硝子顯示玻璃（昆山）有限公司を設立
"	韓国電気硝子社でのブラウン管用ガラス生産を停止し、同事業から撤退
2011年	ブラジルにAGCガラス・ブラジル社を設立し、同国に進出
2012年	ドイツのインターペイン・グラス・インダストリー社と戦略的提携

3【事業の内容】

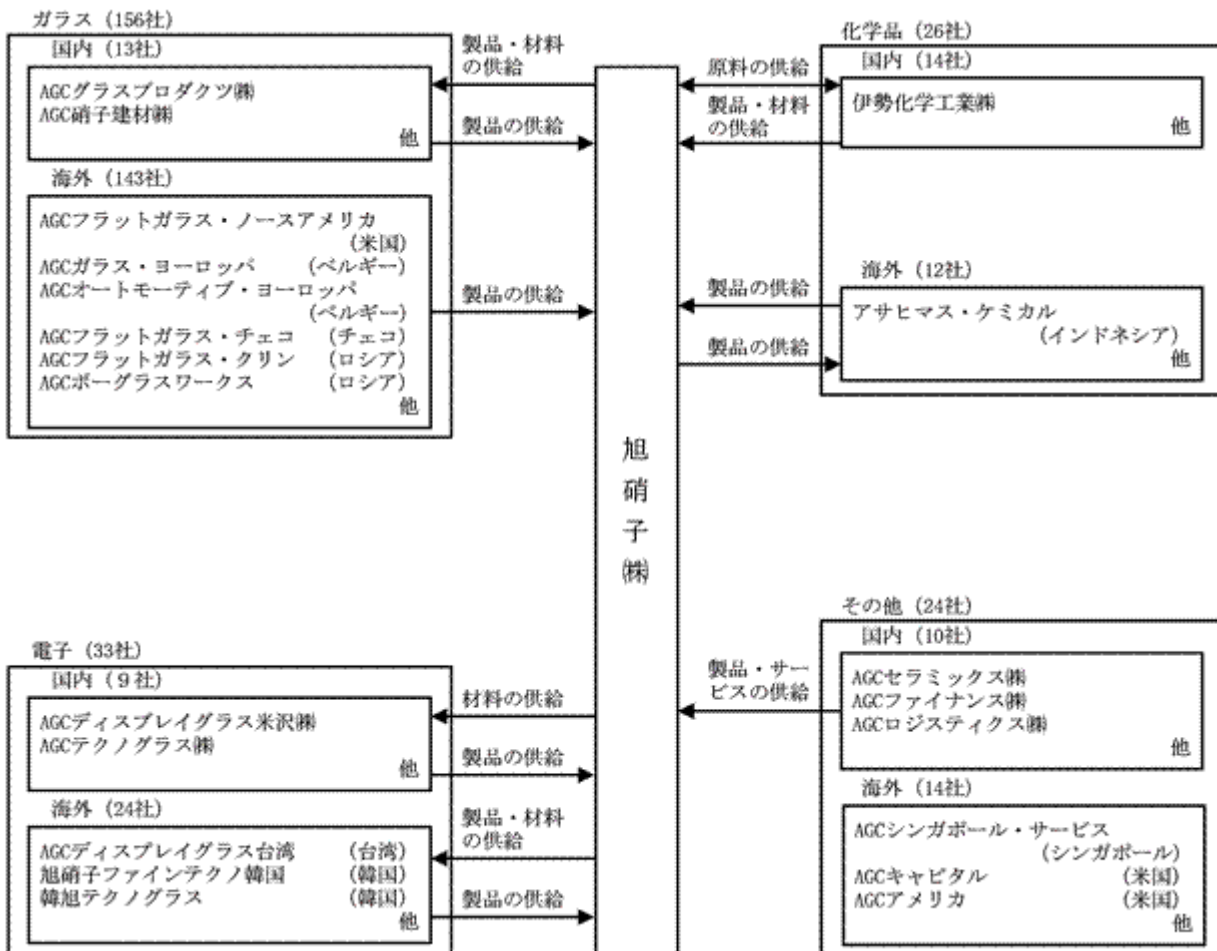
当社及び当社の関係会社（以下、当社グループという）は、当社、子会社235社及び関連会社50社により構成され、その主な事業内容は次のとおりです。

なお、以下の区分とセグメント情報における事業区分とは、同一です。

報告セグメント	主要製品
ガラス	フロート板ガラス、型板ガラス、網入り磨板ガラス、Low-E（低放射）ガラス、建築用加工ガラス（断熱・遮熱複層ガラス、安全ガラス、防・耐火ガラス、防犯ガラス等）、自動車用強化ガラス、自動車用合わせガラス、ソーラー用ガラス、産業用加工ガラス、装飾ガラス等
電子	表示デバイス用ガラス基板、ディスプレイ用特殊ガラス、ディスプレイ用周辺部材、光学薄膜製品、オプトエレクトロニクス用部材、合成石英製品、ガラスフリット・ペースト、半導体製造装置用部材、照明用製品等
化学品	塩化ビニル原料、苛性ソーダ、ウレタン原料、ガス、溶剤、フッ素樹脂、撥水撥油剤、医薬中間体・原体、ヨウ素製品、電池材料等

上記製品の他、当社は、セラミックス製品、物流・金融サービス等も扱っています。

当社グループにおける当社、連結子会社及び持分法適用会社の位置付け等は、次の図のとおりです。



(注) 各区分の会社数には当社を含んでおりません。

4【関係会社の状況】

会社の名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
ガラス					
AGC硝子建材(株)	東京都台東区	百万円 450	板ガラス、建築用加工ガラス及び建材の製造、販売	100.0 (0.0)	当社から材料の一部(板ガラス)を購入しております。役員兼任者等が7名おります。
AGCガラスプロダクツ(株)	東京都台東区	百万円 1,287	建築用加工ガラスの製造、販売及び板ガラスの切断、販売	70.0 (0.0)	当社から材料の一部(板ガラス)を購入しております。役員兼任者等が5名おります。
* AGCフラットガラス・ ノースアメリカ	Georgia, U.S.A.	百万米ドル 1,258	板ガラス、自動車用ガラス、ソーラー用ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	当社へ製品の一部を供給しております。役員兼任者等が3名おります。
AGCオートモーティブ・ ヨーロッパ	Seneffe, Belgium	百万ユーロ 68	自動車用ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	当社から製品の一部を購入しております。
* AGCガラス・ヨーロッパ	Bruxelles, Belgium	百万ユーロ 346	板ガラスの製造、販売	100.0 (0.0)	役員兼任者等が3名おります。
* AGCフラットガラス・ チェコ	Teplice, Czech	百万コルナ 3,560	板ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	
* AGCフラットガラス・ クリン	Spas-Zaulok, Russia	百万ルーブル 4,259	板ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	
AGCボーグラスワークス	Nizhegorodsky, Russia	百万ルーブル 418	板ガラス、自動車用ガラスの製造、販売	92.6 (92.6)	
電子					
AGCテクノグラス(株)	静岡県榛原郡 吉田町	百万円 7,233	照明用・工業用・理化医療用製品及び光学薄膜製品の製造	100.0 (0.0)	当社へ各製品を供給しております。役員兼任者等が6名おります。
AGCディスプレイガラス 米沢(株)	山形県米沢市	百万円 400	電子用ガラスの製造、販売	100.0 (0.0)	当社から材料の一部(ガラス素板)を購入し、当社へ製品(電子用ガラス)を供給しております。役員兼任者等が7名おります。
* AGCディスプレイガラス 台湾	台湾斗六市	百万新台幣 ドル 3,120	電子用ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	当社から材料の一部(ガラス素板)及び製品(電子用ガラス)を購入しております。役員兼任者等が8名おります。
* 旭硝子ファインテクノ 韓国	韓国亀尾市	百万ウォン 227,000	電子用ガラスの製造、販売	100.0 (33.0)	当社から材料の一部(ガラス素板)及び製品(電子用ガラス)を購入しております。役員兼任者等が7名おります。
韓旭テクノグラス	韓国亀尾市	百万ウォン 3,900	電子用ガラスの製造、販売	100.0 (0.0)	当社から材料の一部(ガラス素板)及び製品(電子用ガラス)を購入しております。役員兼任者等が5名おります。
化学品					
伊勢化学工業(株)	東京都中央区	百万円 3,599	ヨウ素製品、金属化合物の製造、販売及び天然ガスの採取、販売	53.2 (0.0)	当社から原料(かん水等)を購入し、当社へ製品の一部(天然ガス等)を供給しております。役員兼任者等が3名おります。

会社の名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割合 (%)	関係内容
アサヒマス・ケミカル	Jakarta, Indonesia	百万米ドル 42	苛性ソーダ、塩化ビニル 原料の製造、販売	52.5 (0.0)	当社から製品の一部及び製造設備の 一部（フッ素系イオン交換膜）を購 入しております。 役員兼任者等が5名おります。
その他					
AGCセラミックス㈱	東京都港区	百万円 3,500	各種セラミックス製品の 製造、販売	100.0 (0.0)	当社へ製品の一部（電鍍煉瓦等）を 供給しております。 役員兼任者等が7名おります。
AGCファイナンス㈱	東京都千代田区	百万円 800	国内における関係会社の ためのファクタリング業	100.0 (0.0)	当社及び当社の関係会社に対し ファクタリング業を行っております。 役員兼任者等が5名おります。
AGCロジスティクス㈱	東京都千代田区	百万円 100	受発注、保管、輸送等各種 物流サービス業務	100.0 (0.0)	当社の製品に係る物流関連事業の 受託をしております。 役員兼任者等が8名おります。
* AGCシンガポール・ サービス	Singapore	百万米ドル 88	アジアにおける関係会社 のための資金調達、融資 及び関係会社の株式保有	100.0 (0.0)	当社の関係会社に対し融資等を行っ ております。 役員兼任者等が3名おります。
* AGCアメリカ	Georgia, U.S.A.	百万米ドル 1,689	北米における関係会社の 株式保有及び情報収集	100.0 (0.0)	当社の関係会社に出資しておりま す。 役員兼任者等が3名おります。
AGCキャピタル	Georgia, U.S.A.	百万米ドル 20	北米における関係会社の ための資金調達及び融資	100.0 (100.0)	当社の関係会社に対し融資等を行っ ております。 役員兼任者等が4名おります。
その他の連結子会社181社					
(持分法適用関連会社)					
35社					

注 1 「議決権の所有又は被所有割合」欄の（内書）は間接所有割合であります。

2 会社の名称欄 *印は特定子会社であります。

3 会社の名称欄 印は有価証券報告書を提出している会社であります。

4 上記会社は、その売上高（連結会社相互の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合がそれぞれ100分の10以下であるため、主要な損益情報等の記載は省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2012年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ガラス	31,275 〔5,159〕
電子	10,236 〔186〕
化学品	5,039 〔594〕
報告セグメント計	46,550 〔5,939〕
その他	3,411 〔117〕
合計	49,961 〔6,056〕

注 従業員数は就業人員であり、臨時従業員については〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2012年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
6,374	40.3	16.5	7,991,018

セグメントの名称	従業員数(名)
ガラス	2,033
電子	1,261
化学品	1,420
報告セグメント計	4,714
その他	1,660
合計	6,374

注 1 従業員数は就業人員であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社においては、旭硝子労働組合(組合員総数4,214名)が組織されており、全国化学労働組合総連合に属しております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（2012年1月1日から2012年12月31日まで）における当社グループを取り巻く世界経済は緩やかな回復基調にありましたが、欧州の財政・金融問題の影響や新興国の輸出及び内需の拡大の鈍化により景気回復に減速感が見られました。

欧州においては、一部の国の財政危機の影響により高い失業率と個人消費の落ち込みが続き、景気は減速しました。アジアにおいては、中国では経済成長の鈍化が見られましたが、輸出と個人消費により景気は堅調に推移しました。日本においては、輸出が低調に推移したものの、東日本大震災以降、低迷していた個人消費が持ち直し景気は緩やかに回復しました。アメリカにおいては、住宅着工戸数は低い水準で推移しましたが、個人消費に支えられ景気は緩やかに回復しました。

このような環境の下、当社グループの製品の出荷は概ね増加しましたが、電子関連製品の価格下落や原材料の価格上昇により、当社グループの当期の売上高は前期比247億円（2.0%）減の11,900億円、営業利益は同727億円（43.9%）減の929億円、経常利益は同801億円（48.0%）減の866億円、当期純利益は同515億円（54.0%）減の438億円となりました。

当連結会計年度におけるセグメントの業績の概要は以下のとおりです。

ガラス

建築用ガラスの出荷は、日本では震災の影響を受けた前期に比べ増加し、アジアにおいても堅調に推移しました。欧州では西欧を中心に経済環境悪化の影響を受け、出荷は前期に比べ減少しました。また北米の出荷は引き続き低調に推移しました。ソーラー用ガラスの出荷は、市場成長の鈍化や競争環境の激化などにより、前期に比べ減少しました。これらの結果、建築用及びソーラー用ガラスを合わせた板ガラスは、前期に比べ減収となりました。自動車用ガラスは、欧州では経済環境悪化の影響を受け自動車生産台数は前期に比べ減少したものの、当社グループの出荷は前年同水準を維持しました。日本では震災の影響を受けた前期に比べ自動車生産台数は増加し、アジア、北米においても堅調に推移したことから、それぞれ出荷は増加し、前期に比べ増収となりました。以上の結果から、当期のガラスの売上高は前期比102億円（1.8%）増の5,646億円、営業損益は同139億円悪化し40億円の損失となりました。

電子

表示デバイス用ガラス基板の出荷は前期を上回りました。製品価格は第2四半期以降下落幅が大幅に緩和したものの、第1四半期の下落幅が大きかったことから、前期に比べ減収となりました。電子部材は、カメラ向けオプトエレクトロニクス用部材の出荷は前期に比べ増加したものの、半導体関連製品などの出荷が減少したことから、電子部材の売上高は前期とほぼ同水準となりました。以上の結果から、当期の電子の売上高は前期比424億円（11.0%）減の3,441億円、営業利益は同522億円（39.1%）減の813億円となりました。

化学品

クロールアルカリ・ウレタンは、日本では震災の影響を受けた前期に比べ出荷は回復し、またアジアでの出荷も引き続き堅調に推移したことから、前期に比べて増収となりました。フッ素・スペシャリティは、高機能フッ素樹脂や医農薬中間体・原体の出荷は堅調に推移したものの、欧州景気低迷等の影響を受け一部製品の出荷が低迷したことから、前期に比べ減収となりました。以上の結果から、当期の化学品の売上高は前期比87億円（3.5%）増の2,573億円、営業利益は同36億円（19.8%）減の145億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるフリー・キャッシュ・フロー（営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローの合計）は、税金等調整前当期純利益が減少したことや成長分野への設備投資等を実施したことなどにより、前連結会計年度比159億円（55.5%）減の128億円の収入となりました。一方、財務活動によるキャッシュ・フローにおいて、配当金の支払いや社債の償還による支出などがあり、当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前連結会計年度末より163億円（13.8%）増加し、1,338億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における営業活動により得られた資金は、前連結会計年度比179億円（11.8%）増の1,702億円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益は減少したものの、法人税等の支払額が減少したことに加え、運転資金の負担が減少したことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における投資活動により使用された資金は、前連結会計年度比338億円（27.4%）増の1,574億円となりました。これは主に、成長分野への設備投資に加え、戦略的提携を目的とした株式取得を実施したことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における財務活動により使用された資金は、前連結会計年度比555億円（91.3%）減の53億円となりました。これは主に、社債の償還を進める一方で借入金が増加したことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの生産品目は広範囲かつ多種多様であり、セグメント毎に生産規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

(2) 受注状況

受注生産を行っている製品はほとんどありません。

(3) 販売実績

販売実績については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載のとおりであります。

3【対処すべき課題】

(1) 経営の基本方針

当社グループは、グループビジョン“*Look Beyond*”を定め、「イノベーション&オペレーショナル・エクセレンス（革新と卓越）」、「ダイバーシティ（多様性）」、「エンバイロメント（環境）」、「インテグリティ（誠実）」をグループ全体で共有すべき最も重要な価値観として位置づけています。

これらの価値観の下、以下の課題に取り組みます。

(2) 目標とする経営指標

2013年から3年間の中期経営計画“*Grow Beyond-2015*”における具体的な財務目標として、ROE（自己資本当期純利益率）12%以上、D/Eレシオ（有利子負債・純資産比率）0.5以下を掲げ、利益向上のみならず資産回転率も向上させ、財務目標を達成することを目指します。

(3) 中長期的な経営戦略 経営方針 *Grow Beyond*

当社グループは、2020年のありたい姿を次のとおりとしています。

「持続可能な社会に貢献している企業」として

- ・ 差別化された強い技術力を持ち、
- ・ 製品のみならず、生産工程・事業活動全般にわたって環境に配慮し、
- ・ 新興地域の発展にも寄与する、

高収益・高成長のグローバル優良企業でありたい。

このありたい姿に向けて、当社グループは3つの戦略に基づき、新たな成長基盤の構築を進めています。

(3つの戦略)

・ ガラス技術立社

ガラス技術を深化させるとともに、当社グループのコア技術である、ガラス、化学、セラミックスの技術を融合、発展させることで事業を差別化します。

・ 環境・エネルギー問題に技術力で貢献

生産工程の省エネルギー化やコア技術を活用した製品の提供を通して、環境・エネルギー問題に貢献します。

・ 第2のグローバルイノベーション

成熟市場における収益力の強化を図るとともに、地域の状況に応じた施策を展開し、新興市場において更に事業を拡大していきます。

従来当社グループは、これら3つの戦略を展開する事業ドメインを、建築・住宅、自動車、エレクトロニクス、エネルギーの4業界に対する「開口」、「表示」、「エレクトロニクス&エネルギー」の3つの部材と定めていました。しかし、近年、業際的な事業と幅広い業界で用いられる製品の増加や、自社技術の複合化・高度化により、従来の事業ドメインでは当社グループの事業と製品の全てをカバーしきれない状況となっています。

そこで、お客様の業界を広く捉え直し、当社グループの技術を活用しながら長期的な成長を見込む領域として、新しい事業ドメインを次のとおり設定しました。

(事業ドメイン)

- ・ 快適な生活・空間領域
- ・ クリアな映像・通信領域
- ・ クリーン&グリーンなエネルギー領域

当社グループは、業界を超えた様々な事業にグループの総合力を活かして価値を提供することで、一層の成長を目指します。

(4) 対処すべき課題 新中期経営計画“*Grow Beyond-2015*”

当社グループは、2013年から2015年までの新中期経営計画“*Grow Beyond-2015*”を策定しました。

“*Grow Beyond-2015*”では、真に強いAGCグループの実現を目指し、「成長基盤の強化・定着」、「業績を上昇トレンドに反転」の2つを課題として、様々な施策に取り組みます。

<成長基盤の強化・定着>

現在の当社グループにとっての最重要課題は、成長鈍化が見込まれるフラットパネルディスプレイ（FPD）事業に代わる収益の柱を確立することです。“*Grow Beyond-2015*”では、その実現に向けて、3つの戦略に基づき従前より構築を進めてきた成長基盤の収益貢献を高めるとともに、更なる施策を推進していきます。

各事業ドメインでの成長基盤強化・定着の取り組み

快適な生活・空間領域

ブラジル、ロシア、インド、中国、東南アジア等の新興市場では、公共インフラ整備の進展や、住宅、自動車の増加と高機能化が見込まれます。また、今後も多くの国で、より快適な生活・空間に対するニーズが高まると考えられます。当社グループは、ガラス・化学・セラミックス技術の融合により、人々の安全・安心な生活を支え、より快適な空間を作り出す製品の開発・上市を加速し、「快適な生活・空間領域」における2015年の新製品売上高を2012年比1.5倍に高めていきます。

(製品例)

- ・ より快適な生活空間を作り出す、高性能の断熱・遮熱ガラスやフッ素樹脂フィルム
- ・ 紫外線や赤外線カットなど、快適な車内空間を実現する高機能自動車用ガラス
- ・ 医農薬中間体・原体等のライフサイエンス関連製品

クリアな映像・通信領域

スマートフォンに代表される高性能な情報端末の普及により、情報通信・映像関連機器は急速に発展しており、今後も更なる高性能化や多様化が進むと考えられます。

当社グループの製品は既に多くの情報通信・映像関連機器に貢献していますが、今後も最先端の分野で求められる製品の積極的な投入と拡販により、「クリアな映像・通信領域」における2015年の新製品売上高を2012年比3倍へと大きく引き上げていきます。

(製品例)

- ・ スマートフォン等のカバーガラスとして採用が急拡大している化学強化用特殊ガラス
- ・ 当社グループ製品の強みである低い熱収縮率を更に抑え、圧倒的な性能を持つ高精細液晶用ガラス基板
- ・ お客様が超薄板ガラスを既存の製造工程で取り扱うことを可能とする独自の積層技術により実用化された超薄板ガラス
- ・ ミクロンレベルの微細加工技術により実現された、次世代半導体向けガラスインターポーザー

クリーン&グリーンなエネルギー領域

地球環境問題に加えエネルギー資源確保の観点から、クリーンエネルギーの利用や省エネルギーに対する関心が近年急速に高まっており、スマートシティ・スマートモビリティなど業界を超えた広範囲な取り組みが始まっています。

ガラス、化学、セラミックスの技術を持つ当社グループは、クリーンエネルギーの供給や省エネルギーに貢献する製品の高機能化・高性能化を進め、「クリーン&グリーンなエネルギー領域」における2015年の新製品売上高を2012年比1.5倍に拡大していきます。

(製品例)

- ・ スマートシティ・スマートモビリティに貢献する、建築用省エネガラス、太陽光発電関連部材、エコカー関連部材、環境対応型冷媒、省エネ照明用部材、燃料電池関連部材
- ・ インフラ需要に応える、建築用高機能ガラスやフッ素樹脂およびセラミックス部材

全ての事業ドメインへソリューションを提供する化学強化用特殊ガラス

3つの事業ドメイン全てにまたがり高い成長が期待される新製品のひとつが、化学強化用特殊ガラスです。当社グループは、住宅、自動車、ディスプレイ、ソーラーなど幅広い市場での顧客基盤や経験を活かし、化学強化用特殊ガラスを多用途に展開することで、当該製品の2015年の売上高を2012年比の5倍に急増させ成長の柱としていきます。

(多用途展開状況)

- ・ 自動車用としては世界初となる、欧米高級車のインパネへの採用が決定
- ・ 複数の大手メーカーによる、新型ソーラーパネルへの採用検討が進展
- ・ 住宅用省エネ窓や高速鉄道車両の窓など、新たな用途の開発が進行

地域戦略の強化

新興市場のうち当社グループが高い市場プレゼンスを持つロシアや、事業立ち上げが進むブラジルのほか、アジア地域の事業を重点的に強化していきます。

- ・ 中国では既に各事業を展開していますが、旭硝子(中国)投資有限公司を中心に活動を強化し、市場成長に伴う事業機会をより広く確実に捉え、2015年の売上高を2012年比2倍に拡大していきます。
- ・ 既に強固な事業基盤を持つ東南アジアでは、2013年にシンガポールに地域統括拠点を新設し、東南アジア全域

における新たな事業機会の探索とその事業化を進め、2015年には売上高を2012年比1.3倍まで高めていきます。

以上のとおり「成長基盤の強化・定着」を進めることで、2015年の売上高比率目標を新興市場25%、環境関連19%、新製品18%とし、2020年の目標値である30%へ着実に近づけます。

<業績を上昇トレンドに反転>

当社グループの業績は、2010年に過去最高の営業利益を達成した後、事業環境の大きな変化を受けました。今後、“**Grow Beyond-2015**” 期間内に速やかに業績を上昇トレンドに戻すため、これまで築いた「成長基盤の本格的な収益源化」と、既存事業の「収益体質強化」を進めていきます。

- ・ 成長基盤の本格的な収益源化：これまでに築いた成長基盤の強化・拡大と、成長に向けた更なる基盤作りを進めます。
- ・ 収益体質強化：従来取り組んできた最適生産体制構築とイノベーション技術による生産性向上を全ての事業において加速し、更に営業力強化と管理部門の効率化を行います。

各セグメントにおける取り組みは以下のとおりです。

電子

F P D事業の収益率を維持した上で、新製品の収益を更に上乘せし、電子事業全体の業績を高めます。

- ・ T F T用ガラス基板については、中国での事業拡大のほか、高効率生産設備への転換や需要に合わせた電子フロート設備全体の稼働最適化により、市場環境変化の影響を受けにくい収益体質を作り上げます。
- ・ 高精細液晶ディスプレイ向けの新製品AN W i z u sTM（エイエヌ ウィザス）の投入、化学強化用特殊ガラスや光学部材等の新製品の拡販により、成長基盤の収益拡大を図ります。

ガラス

新興国需要の取り込みと欧米業績の早期回復を同時に実現し、ガラス事業の成長性と収益性を取り戻します。

- ・ 全ての地域において、建築用省エネガラスや高機能自動車用ガラスなど高付加価値品の市場投入を加速し事業全体の収益を高めます。
- ・ 東南アジアやロシア、ブラジル等の新興市場で、拡大する需要を確実に取り込み収益の柱の一つとします。
- ・ 厳しい経済状況が続く欧州では、需要に見合った生産体制の下での建築用ガラスの更なるコスト削減策実施、Interpane社との連携強化によるドイツおよび周辺国での拡販とコーティング新製品の開発加速、自動車用ガラス市場におけるプレゼンスの更なる向上等により、収益体質を強化します。
- ・ 市場環境に改善がみられる北米では、コスト競争力のあるフロート窯の再稼働、高付加価値品投入の加速、地域集中戦略の実行、建築加工事業の立て直し、自動車用ガラス市場でのプレゼンスの更なる向上等により、業績を早期に回復させます。

化学品

成長基盤の収益源化を推し進め、化学品事業を当社グループの成長ドライブに位置づけます。

- ・ 東南アジアでの事業拡張、高付加価値・高機能フッ素関連製品の拡販、ライフサイエンス事業の強化など、成長基盤による収益を確実に獲得します。
- ・ 再編が完了した国内電解事業での生産設備の高効率化や、エネルギー問題への積極的な対応により、一段と強い収益体質を目指します。

以上の施策により、ガラスと化学品を成長の軸としてF P D事業への収益依存から脱却し、業績を上昇トレンドに反転させ成長軌道に戻します。

当社グループは、“**Grow Beyond-2015**” の全ての施策を確実に実施することにより、将来の発展に向けて業績を成長軌道に戻します。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他のリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しています。但し、以下は当社グループに関する全てのリスクを網羅したのではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。かかるリスク要因のいずれによっても、投資家の判断に影響を及ぼす可能性があります。

本項においては、将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は2013年3月28日現在において判断したものです。

(1) 製品需要に関連する市場の経済状況

当社グループの製品に対する需要は、建築・建材業界、自動車業界、及び電子・ディスプレイ業界等の市場動向の影響を受けます。また、当社グループの製品販売地域は、日本、アジア、アメリカ、ヨーロッパ等、多岐にわたっており、各地域の経済状況は当社グループの製品の販売に影響を与えます。当社グループは、生産性の向上を図るとともに、固定費・変動費の削減を推進し、事業環境の変化に影響されにくい収益体質づくりを目指していますが、これらの関連業界の需要減少や販売地域での景気減退が、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(2) ディスプレイ事業への依存

当連結会計年度において、当社グループの営業利益は、損益の振れ幅が大きいディスプレイ事業への依存度が高くなっています。よって、当事業の損益が悪化した場合には、他事業の利益でカバーしきれず、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(3) 海外への事業展開

当社グループでは、製品の輸出及び海外における現地生産等、幅広く海外活動を展開しています。この海外展開に関するリスクとして、海外における政治経済情勢の悪化、輸入・外資の規制、予期せぬ法令の改変、治安の悪化、テロ・戦争の発生が考えられます。これらの事象は、海外における当社グループの事業活動に支障をきたし、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競争優位性及び新技術・新製品の開発・事業化に係るリスク

当社グループが展開する各事業においては、当社グループと同種の製品を供給する競合会社が存在します。当社グループでは、競争優位性を維持できるよう、顧客ニーズの把握、新技術・新製品の開発・事業化に努めていますが、技術や顧客ニーズの変化に適切に対応できなかった場合や、新技術・新製品の開発・事業化期間が長期化した場合には、当社グループの成長性や収益性を低下させ、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資材等の調達

当社グループの生産活動では、一部調達先が限られる特殊な原料、資材等を使用するため、これらについての供給の逼迫や遅延等が生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(6) 公的規制

当社グループが事業活動を行っている国及び地域では、投資に関する許認可や輸出入規制のほか、商取引、労働、特許、租税、為替等の各種関係法令の適用を受けています。これらの法令の改変は、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(7) 環境規制

当社グループは、資源とエネルギーを大量に使用する環境負荷の高いガラス及び化学品事業を主に行っており、環境負荷の低減のための設備や管理体制の充実を図ることに加え、生産効率すなわち資源やエネルギーの原単位向上等、環境負荷の低減に取り組んでいます。一方、温室効果ガス、土壌汚染、化学物質などの環境課題の広がりと共に規制や社会が求める環境責任が高まることにより、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(8) 製造物責任

当社グループは、製品の特性に応じて最適な品質を確保できるよう、全力を挙げて取り組んでいます。予期せぬ事情により大規模なリコール等に発展する品質問題が発生する可能性が皆無とはいえ、この場合、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(9) 知的財産権

当社グループでは、現在の事業活動及び将来の事業展開に有用な知的財産権の取得に努める一方、他社の知的財産権の調査を行い、問題の発生の防止を図っていますが、他社との間に知的財産を巡って紛争が生じたり、他社から知的財産権の侵害を受けたりする可能性は皆無とはいえ、この場合、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(10) 訴訟・法的手続

当社子会社である韓国電気硝子社は、ブラジルに少量輸出していたブラウン管用ガラスバルブについて、同国競争法当局から競争法違反行為の可能性の調査を受けており、調査の結果、違反行為があったと判断された場合には、課徴金等を課される可能性があります。

その他、当社グループは、国内及び海外事業に関連して、訴訟等の対象となるリスクがあり、現在、当事者となっている訴訟等もあります。これらの訴訟等において、当社グループにとって不利な結果が生じた場合には、当社グループの

業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(11) 自然災害・事故災害の影響

当社グループは、生産活動の中断により生じる潜在的な悪影響を最小限に抑えるため、全設備において定期的な防災点検及び設備保守を行っています。しかしながら、生産設備に対する災害（地震、停電又はその他の混乱を含む）の影響を完全に予防又は軽減できる保証はありません。

また、製品によっては、代替生産できないものもあり、大地震又はその他の災害により、当社グループのいずれかの設備における一時的又は長期にわたる生産の中断があった場合、特定製品に関する生産能力を著しく低下させる可能性があります。当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(12) 為替レートの変動

当社グループの事業には、全世界における製品の生産と販売が含まれています。各地域における売上、費用、資産を含む現地通貨建の項目は、連結財務諸表の作成のために円換算されています。換算時の為替レートにより、これらの項目は現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。一般に、他の通貨に対する円高は当社グループの業績に悪影響を及ぼし、円安は当社グループの業績に好影響をもたらします。

また、当社グループは、日本をはじめとする世界各国の生産拠点で生産活動を行っており、その製品を複数の国に輸出しています。各国における生産及び販売では、外貨建で購入する原材料や販売する製品があります。したがって、為替レートの変動は、購入する原材料の価格や販売価格の設定に影響し、その結果、当社グループの業績及び財務状況に影響を与えます。

(13) 退職給付債務

当社グループの退職給付費用及び債務は、年金資産の運用収益率や割引率等の数理計算上の前提に基づいて計算されています。年金資産の運用環境の悪化により前提と実績に乖離が生じた場合等は、将来の退職給付費用が増加し、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(14) 固定資産の価値下落

当社グループが保有している固定資産について、時価下落・収益性の低下等に伴い資産価値が低下した場合は、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術援助契約等

契約会社名	相手方	契約の内容	契約期間	対価
旭硝子㈱ (当社)	旭インディア硝子 (インド共和国、 ニューデリー市)	フロート板ガラス製 造技術の提供	2002年8月1日より11 年間	商業生産開始日より 一定期間、正味売上高 に一定率を乗じた金額 の支払いを受ける。
	アサヒマス板硝子 (インドネシア共和 国、ジャカルタ市)	フロート板ガラス製 造技術の提供	1993年1月1日より10 年間(以降毎年1年ず つ更新)	頭金のほか、契約期間 中、正味売上高に一定 率を乗じた金額の支 払いを受ける。
	アサヒマス・ケミカ ル (インドネシア共和 国、ジャカルタ市)	イオン交換膜法苛性 ソーダ製造技術及び エチレンジクロライ ド、塩化ビニールモノ マー・ポリマー製造 技術の提供	1987年11月30日発効 商業生産開始日(1989 年9月1日)より15年 間有効、以降毎年1年 ずつ更新。	頭金のほか、契約期間 中、正味売上高に一定 率を乗じた金額の支 払いを受ける。

6【研究開発活動】

当社グループでは、経営方針**Grow Beyond**に掲げている“2020年のありたい姿”を実現するために、ガラス・化学・セラミックス技術をコア技術とし、ガラス技術立社、環境・エネルギー問題に技術力で貢献、第2のグローバルイノベーションの3つの戦略によって事業を発展させ、新たな成長基盤を構築することとしております。また、事業ドメインを「快適な生活・空間領域」「クリアな映像・通信領域」「クリーン&グリーンなエネルギー領域」として、成長事業分野に注力し、事業開拓を加速していきます。研究開発におきましても、これらの分野に重点を置いた取り組みを進め、技術力の向上に鋭意努めております。

具体的には、携帯端末のカバーガラスなどに用いられる化学強化用特殊ガラスの開発とディスプレイ以外（自動車内装や建築、照明、太陽光パネルなど）への用途展開、環境負荷とコストの同時かつ大幅な削減を目指す革新的ガラス溶解技術開発の加速、ガラス・化学・セラミックス技術の融合による高付加価値商品（ディスプレイ関連部材や省エネ効果の高いガラス等）の開発を、日米欧の研究開発部門の連携をより強化して進めております。

当社グループの研究開発組織は、新材料・新商品開発及びそれを支える共通基盤技術開発を主たる業務とする中央研究所、生産技術に関する研究・開発・設備化を主たる業務とする生産技術センター、生産設備の建設・既存設備に関わる開発・メンテナンス等を主たる業務とするエンジニアリングセンター、開発の各フェーズにおける知的財産の調査・分析・出願・権利化・権利行使と知財戦略策定・推進を主たる業務とする知的財産センター、現行事業及びその周辺における新商品・新品種開発、生産技術改良、お客様への技術サービス等を担当する事業部研究開発部署などで構成されます。2012年1月には、グループの総合的な技術戦略を、より効果的かつ効率的に推進するため、「技術本部」を設置し、上述の中央研究所、生産技術センター、エンジニアリングセンター及び知的財産センターを統括するとともに、「技術本部」内の企画・調整を執行行う技術企画室を設置しました。

これらの研究開発組織は、長期マクロトレンド等から作成した技術動向予測情報（Technology Outlook）を基に、技術・研究開発の進むべき方向性（技術ロードマップ）を策定・共有することで、開発案件の商品化・事業化を加速し、成果の早期実現を図っております。

また当社では、必要に応じ、共同研究や委託研究、または国が行う大型プロジェクトへの参画等を活用することで、効率的な開発推進を図っております。2004年からは、ユニークな産学連携システムとして、共同研究テーマを公募する「リサーチコラボレーション制度」を導入しております。2012年12月末現在、本制度の下、国内の大学・公的研究機関と7件の共同研究を進めており、当連結会計年度には1件の共同研究が終了しました。

さらに北米及び欧州に駐在員を配置し、海外大学や研究機関等への積極的な情報収集活動を行うとともに、当社グループとのシナジーが期待できる技術を保有するベンチャー企業の探索を行っております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は48,360百万円でした。当連結会計年度における各事業部門別の研究開発課題と研究成果及び研究開発費は次のとおりです。

(1) コーポレート

コーポレートが担当している研究開発には、技術プラットフォームの強化拡大を目指した長期的・基礎的な研究開発と、新規事業の創出を目指した研究開発があります。また上記3つの戦略に基づいた全社的な研究開発体制の構築もコーポレートが策定・調整しております。コーポレートが担当している大型プロジェクトとしては革新的低燃費溶解技術の開発、フロート法の技術強化による超薄板ガラスの開発等があります。

当連結会計年度における、コーポレートの研究開発費は19,913百万円でした。

(2) ガラス

当事業の研究開発部門では、板ガラスや自動車用ガラスに関する商品設計や新技術開発、生産技術開発を行っております。また、経営方針**Grow Beyond**に基づいて、省エネ効果の高い建築用ガラスやエコカー向けガラスに関する技術開発、さらにはコーポレートと協力して環境負荷とコストの同時かつ大幅な削減を目指す革新的ガラス生産技術の開発にも注力しております。

当連結会計年度における、当事業部門に係る研究開発費は8,053百万円でした。

(3) 電子

当事業の研究開発部門では、全ての薄型ディスプレイ商品に対応する表示デバイス用ガラス基板を提供している世界で唯一のガラスメーカーとしてお客様のご期待に沿うべく、ガラス溶解・成形・研磨・検査などの生産技術開発に注力しております。さらに、その他にも多岐にわたる研究開発テーマがあり、主に半導体製造装置用部材、ディスプレイ関連部材、光電子部材、ハードディスク基板等に関する新商品・新技術・生産技術の開発を行っております。

当連結会計年度における、当事業部門に係る研究開発費は12,444百万円でした。

(4) 化学品

当事業の研究開発部門では、「安心・安全・快適」をもたらす素材ソリューションを提供すべく、フッ素化学、高分子化学、無機化学、電気化学などの基盤技術を生かした新商品・新技術の開発を行っております。特に、環境に配慮した製品やプロセスの開発に注力している他、医薬農薬中間体・原体分野の開発も進めております。

当連結会計年度における、当事業部門に係る研究開発費は7,134百万円でした。

(5) その他

上記以外の事業部門における当連結会計年度の研究開発費は815百万円でした。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されております。この連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されております。

貸倒引当金、退職給付引当金及び事業構造改善引当金等の引当金については、過去の実績や当該事象の状況に照らして合理的と考えられる見積り及び判断を行った上で計上しております。また投資有価証券や繰延税金資産等については、将来の回復可能性や回収可能性等を考慮して合理的と考えられる見積り及び判断を行った上で計上しております。

(2) 財政状態

総資産

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末比2,078億円(12.3%)増の18,994億円となりました。これは主に、連結範囲の変更や円安により為替換算後の有形固定資産が増加したことに加え、上場株式の株価上昇に伴い投資有価証券が増加したことによるものです。

負債

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末比613億円(7.3%)増の9,024億円となりました。これは主に、円安により為替換算後の有利子負債が増加したことによるものです。

純資産

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末比1,465億円(17.2%)増の9,969億円となりました。これは主に、利益剰余金が増加したことに加え、円安により為替換算調整勘定が増加したことと、上場株式の株価上昇に伴いその他有価証券評価差額金が増加したことによるものです。

資金の状況

当社グループの資金の状況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(3) 経営成績

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比247億円(2.0%)減の11,900億円となりました。売上原価は前連結会計年度比473億円(5.7%)増の8,713億円となりました。売上原価率については、電子関連製品の価格下落や原材料コストの上昇により、前連結会計年度比5.4ポイント悪化の73.2%となりました。この結果、当連結会計年度の営業利益は前連結会計年度比727億円(43.9%)減の929億円、営業利益率は前連結会計年度比で5.8ポイント悪化の7.8%となりました。

当連結会計年度の経常利益は、営業利益の減少により、前連結会計年度比801億円(48.0%)減の866億円となりました。経常利益率は前連結会計年度比で6.4ポイント悪化の7.3%となりました。

当連結会計年度の当期純利益は、経常利益の減少により、前連結会計年度比で515億円(54.0%)減の438億円となりました。また、当連結会計年度の1株当たり当期純利益は37.88円となりました。

なお、セグメント別の売上高及び営業利益の概況に関しましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載しております。

(4) 財務方針

当社グループは、中期経営計画に則り、持続的な業績成長のための成長基盤の構築や事業体質・競争力の強化に取り組み、資産効率を高めながら株主価値の継続的な向上に努めております。また、今後の成長のために必要な設備及び研究開発活動に投資するために、適切な資金確保を行い、最適な流動性を保持し、健全なバランスシートを維持することを財務方針としております。

資金調達活動については、当社グループを取り巻く金融情勢に機動的に対応し、金融機関借入、社債発行、コマーシャル・ペーパー発行等、多様な手段により、より安定的で低コストの資金調達を目指しております。

資金の流動性については、現金及び現金同等物に加え、主要金融機関とコミットメントライン契約を締結しており、現在必要とされる資金水準を充分満たす流動性を保持していると考えております。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるリスク要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループにおける当連結会計年度の設備投資は、グループ全体で1,553億円となりました。セグメント別の概要は以下のとおりです。

ガラスにおいては、ブラジルにおける建築用ガラス及び自動車用ガラス製造設備の新設等で584億円の設備投資を実施しました。

電子においては、生産性向上のための設備改修や中国における表示デバイス用ガラス基板製造設備の新設等で626億円の設備投資を実施しました。

化学品においては、329億円の設備投資を実施しました。

これらの設備投資の所要資金は、自己資金、借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債の発行により賅いました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2012年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)	
			建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他		合計
関西工場 (兵庫県尼崎市及び大 阪市住之江区)	電子	電子用ガラス 製造設備	11,014	11,596	1,093 (208)	2,612	26,316	269
京浜工場 (横浜市鶴見区)	ガラス、電子、 その他	板ガラス、 電子用ガラス 製造設備	10,890	18,272	1,144 (287)	1,567	31,874	887
高砂工場 (兵庫県高砂市)	電子	電子用ガラス 製造設備	18,000	38,931	508 (430)	2,217	59,657	443
千葉工場 (千葉市原市)	化学品	化学品製造設備	16,932	17,060	5,723 (792)	956	40,673	840
愛知工場 (愛知県知多郡武豊町 及び豊田市)	ガラス	板ガラス、 自動車用ガラス 製造設備	12,405	24,215	2,709 (652)	2,815	42,145	1,013
鹿島工場 (茨城県神栖市)	ガラス、化学品	板ガラス、化学 品製造設備	8,038	16,022	2,565 (849)	513	27,140	500
相模工場 (神奈川県愛甲郡愛川 町)	ガラス	自動車用ガラス 製造設備	1,894	2,540	2,356 (125)	500	7,291	453
本社 (東京都千代田区)	その他	その他設備	8,487	3,908	9,490 (592)	9,195	31,081	1,200
中央研究所 (横浜市神奈川区)	その他	その他設備	3,824	5,127	502 (68)	1,426	10,880	574

注 各事業所の内容には管轄の厚生施設等を含んでおります。

(2) 国内子会社

2012年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
AGCグラスプロ ダクト(株)	鹿島工場 (茨城県神栖 市)他	ガラス	建築用加工 ガラス製造 設備	1,402	1,781	511 (44)	388	4,082	869 〔198〕
AGCテクノグラ ス(株)	静岡工場 (静岡県榛原 郡)他	電子	照明用・ 光学用・理 化医療用製 品製造設備	2,037	8,377	5,779 (229)	229	16,422	388
伊勢化学工業(株)	白里工場 (千葉県山武 郡)他	化学品	ヨウ素製品 製造設備	2,615	3,099	1,464 (212)	498	7,677	252
AGCセラミック ス(株) (注3)	高砂工場 (兵庫県高砂 市)	その他	セラミック ス製品製造 設備	1,166	1,986	()	203	3,355	238

(3) 在外子会社

2012年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
AGCガラス・ ヨーロッパグル ープ	Moustier Plant (Moustier, Belgium) 他	ガラス	板ガラス・ 自動車用 ガラス製造 設備	55,129	90,115	9,300 (8,524)	9,125	163,669	14,699
AGCフラットガ ラス・ノースア メリカグループ	Greenland Plant (Tennessee, U.S.A.) 他	ガラス	板ガラス・ 自動車用 ガラス製造 設備	7,183	11,889	906 (4,607)	724	20,703	3,582 〔374〕
AGCディスプレ イグラス台湾	雲林工場 (Yunlin hsien, Taiwan)	電子	電子用 ガラス製造 設備	32,173	94,486	6,462 (250)	351	133,471	1,812
アサヒマス・ケ ミカル	Anyer Plant (West Java, Indonesia)	化学品	化学品 製造設備	1,587	7,157	3,669 (994)	224	12,637	1,030 〔347〕

注 1 帳簿価額の「その他」の内訳は、工具、器具及び備品、リース資産並びに無形固定資産であり、建設仮勘定は含んでおりません。

2 土地面積には借地は含んでおりません。

3 当該事業所は事業用地の全てにつき、提出会社から賃借しております。

4 〔 〕内は臨時従業員数であり、年間の平均人員数を外数で記載しております。
(従業員数の10%以上の場合のみ記載しております)

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、経済情勢、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して実施しておりますが、当社グループは国内外において多種多様な事業を行っており、当連結会計年度末時点ではその設備の新設・拡充等の計画を個々のプロジェクトごとに決定しておりません。また、第89期におけるセグメントごとの計画金額も決定しておりません。

なお、当連結会計年度後1年間の設備投資計画は、1,700億円であります。

注 1 金額には消費税等を含んでおりません。

2 第89期における設備の除却は、経常的な設備の更新のための除売却を計画しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2012年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2013年3月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,186,705,905	1,186,705,905	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式であります。また、 単元株式数は1,000株で あります。
計	1,186,705,905	1,186,705,905	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

イ 会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2007年6月13日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション(2007年7月2日発行))

	事業年度末現在 (2012年12月31日)	提出日の前月末現在 (2013年2月28日)
新株予約権の数(個)	240	230
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	230,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2007年7月3日～ 2037年7月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,447 資本組入額 724	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。

2 2007年7月2日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。

(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。

(3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の、又は に定める場合(ただし、 については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。

対象者が2032年7月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2032年7月3日から2037年7月2日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)

権利行使開始日から1年間

(4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

(5) 対象者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2007年3月29日定時株主総会決議及び2007年6月13日取締役会決議
(通常型ストックオプション(2007年7月2日発行))

	事業年度末現在 (2012年12月31日)	提出日の前月末現在 (2013年2月28日)
新株予約権の数(個)	55	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1,732円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2009年7月2日～ 2013年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,072 資本組入額 1,036	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

注1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。

2 2007年7月2日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3 2007年7月2日以降、次の()又は()の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

()当社普通株式につき分割又は併合が行われる場合

行使価額を、分割又は併合の比率に応じ比例的に調整する。

()当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をする場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使、第5回無担保転換社債の転換の請求、「商法等の一部を改正する等の法律」(2001年(平成13年)法律第79号)施行前の商法第210条ノ2に定める株式の譲渡の請求に従って行われる場合を除く。)

行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。

(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。

(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

(4) 対象者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2008年6月11日取締役会決議
(株式報酬型ストックオプション(2008年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2012年12月31日)	提出日の前月末現在 (2013年2月28日)
新株予約権の数(個)	265	258
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	265,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	258,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2008年7月2日～ 2038年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,007 資本組入額 504	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2008年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の 、又は に定める場合(ただし、 については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
対象者が2033年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2033年7月2日から2038年7月1日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
(4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(5) 対象者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2008年3月28日定時株主総会決議及び2008年6月11日取締役会決議
(通常型ストックオプション(2008年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2012年12月31日)	提出日の前月末現在 (2013年2月28日)
新株予約権の数(個)	65	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1,391円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2010年7月1日～ 2014年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,612 資本組入額 806	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

注1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。

- 2 2008年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

- 3 2008年7月1日以降、次の()又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

() 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使により行われる場合を除く。)

行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 対象者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2009年6月10日取締役会決議
(株式報酬型ストックオプション(2009年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2012年12月31日)	提出日の前月末現在 (2013年2月28日)
新株予約権の数(個)	647	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	647,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2009年7月2日～ 2039年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 488 資本組入額 244	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2009年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の 、 又は に定める場合(ただし、 については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
対象者が2034年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2034年7月2日から2039年7月1日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
(4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2009年3月27日定時株主総会決議及び2009年6月10日取締役会決議
 (通常型ストックオプション(2009年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2012年12月31日)	提出日の前月末現在 (2013年2月28日)
新株予約権の数(個)	70	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき776円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2011年7月1日～ 2015年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 977 資本組入額 489	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

注1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。

2 2009年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

3 2009年7月1日以降、次の()又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

() 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
 行使価額を次の算式により調整する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$

(ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使により行われる場合を除く。)

行使価額を次の算式により調整する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。

(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。

(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記（ ）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2010年6月9日取締役会決議
(株式報酬型ストックオプション(2010年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2012年12月31日)	提出日の前月末現在 (2013年2月28日)
新株予約権の数(個)	432	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	432,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2010年7月2日～ 2040年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 621 資本組入額 311	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2010年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の 、 又は に定める場合(ただし、 については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
対象者が2035年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2035年7月2日から2040年7月1日まで
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
(4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2010年3月30日定時株主総会決議及び2010年6月9日取締役会決議
(通常型ストックオプション(2010年9月1日発行))

	事業年度末現在 (2012年12月31日)	提出日の前月末現在 (2013年2月28日)
新株予約権の数(個)	197	192
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	197,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	192,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき862円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2013年9月1日～ 2019年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,102 資本組入額 551	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

注1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。

2 2010年9月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

3 2010年9月1日以降、次の()又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

() 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$

(ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。

(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。

(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記（ ）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2011年2月9日取締役会決議
(株式報酬型ストックオプション(2011年3月1日発行))

	事業年度末現在 (2012年12月31日)	提出日の前月末現在 (2013年2月28日)
新株予約権の数(個)	31	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2011年3月2日～ 2041年3月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 946 資本組入額 473	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2011年3月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の 、 又は に定める場合(ただし、 については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
対象者が2036年3月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2036年3月2日から2041年3月1日まで
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
(4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2011年6月8日取締役会決議
(株式報酬型ストックオプション(2011年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2012年12月31日)	提出日の前月末現在 (2013年2月28日)
新株予約権の数(個)	430	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	430,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2011年7月2日～ 2041年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 621 資本組入額 311	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2011年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の 、 又は に定める場合(ただし、 については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
対象者が2036年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2036年7月2日から2041年7月1日まで
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
(4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2011年3月30日定時株主総会決議及び2011年6月8日取締役会決議
(通常型ストックオプション(2011年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2012年12月31日)	提出日の前月末現在 (2013年2月28日)
新株予約権の数(個)	176	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき964円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2014年7月1日～ 2020年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,220 資本組入額 610	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認 を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注5)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。

- 2 2011年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 2011年7月1日以降、次の()又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

- () 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記（ ）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2012年6月6日取締役会決議
(株式報酬型ストックオプション(2012年7月2日発行))

	事業年度末現在 (2012年12月31日)	提出日の前月末現在 (2013年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,020	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,020,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2012年7月3日～ 2042年7月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 254 資本組入額 127	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2012年7月2日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率
- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の、又は に定める場合(ただし、 については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
対象者が2037年7月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2037年7月3日から2042年7月2日まで
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
(4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2012年3月29日定時株主総会決議及び2012年6月6日取締役会決議
(通常型ストックオプション(2012年7月2日発行))

	事業年度末現在 (2012年12月31日)	提出日の前月末現在 (2013年2月28日)
新株予約権の数(個)	308	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	308,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき562円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2015年7月2日~ 2021年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 670 資本組入額 335	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認 を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注5)	同左

注1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。

2 2012年7月2日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

3 2012年7月2日以降、次の()又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

() 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。

(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。

(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記（ ）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

□ 会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。
2009年11月25日取締役会決議

(旭硝子株式会社2014年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(2009年12月14日発行))

	事業年度末現在 (2012年12月31日)	提出日の前月末現在 (2013年2月28日)
新株予約権の数(個)	10,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,691,309(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1,094.3円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2009年12月28日～ 2014年10月31日(注4)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,094.3 資本組入額 548	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。	同左
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)	同左
新株予約権付社債の残高	50,000百万円	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。

2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記3(2)記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

3 (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 転換価額は、事業年度末現在1,094.3円である。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

4 ただし、本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(ただし、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2014年10月31日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。上記にかかわらず、本新株予約権付社債の発行要項に定める当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得日の14日前の日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。

5 (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(2) 2013年2月1日まで（同日を含まない。）は、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間（2013年1月1日に開始する四半期については、同日から同年1月31日）において、本新株予約権を行使することができる。ただし、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下、及びの期間は適用されない。

()Standard & Poor's Ratings Services若しくはその承継格付機関（以下「S&P」という。）による当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付（格付がなされた場合に限る。以下同じ。）がB以下である期間、若しくは株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付がA以下である期間、()S&P若しくはR&Iにより当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付がなされなくなった期間、又は()S&P若しくはR&Iによる当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間

当社が、本新株予約権付社債権者に対して、繰上償還の通知を行った以後の期間（ただし、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

当社が組織再編等を行うにあたり、上記4記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の発行要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行う日（同日を含む。）から当該組織再編等の効力発生日（同日を含む。）までの期間

6 (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の発行要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、()当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せず、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して本新株予約権付社債の発行要項に定める証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の発行要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従う。なお、転換価額は上記3(3)と同様の調整に服する。

()合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

()上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記5(2)と同様の制限を受ける。

承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を本新株予約権付社債の取得と同様に取得することができる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の発行要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の発行要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2008年1月1日～ 2008年12月31日 (注)	23	1,186,705	13	90,873	13	91,164
2009年1月1日～ 2009年12月31日	-	1,186,705	-	90,873	-	91,164
2010年1月1日～ 2010年12月31日	-	1,186,705	-	90,873	-	91,164
2011年1月1日～ 2011年12月31日	-	1,186,705	-	90,873	-	91,164
2012年1月1日～ 2012年12月31日	-	1,186,705	-	90,873	-	91,164

注 転換社債の転換によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2012年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	152	47	1,261	501	22	56,376	58,359	-
所有株式数 (単元)	-	473,999	61,695	132,275	277,544	39	235,333	1,180,885	5,820,905
所有株式数 の割合 (%)	-	40.14	5.23	11.20	23.50	0.00	19.93	100.00	-

注 自己株式31,123,685株は「個人その他」に31,123単元及び「単元未満株式の状況」に685株を含めて記載しております。

(7)【大株主の状況】

2012年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	東京都港区浜松町二丁目11番3号	70,695	5.96
日本トラスティ・サービズ信託銀行株式会社信託口	〃 中央区晴海一丁目8番11号	62,297	5.25
明治安田生命保険相互会社(常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	〃 千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	48,078	4.05
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	37,746	3.18
日本生命保険相互会社	〃 千代田区丸の内一丁目6番6号	34,338	2.89
公益財団法人旭硝子財団(注2)	〃 千代田区四番町5番3号	23,230	1.96
三菱地所株式会社	〃 千代田区大手町一丁目6番1号	22,703	1.91
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS(常任代理人香港上海銀行東京支店)	豪州 シドニー (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	22,591	1.90
株式会社みずほコーポレート銀行(常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	20,872	1.76
株式会社三菱東京UFJ銀行(注3)	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	20,686	1.74
計	-	363,239	30.61

注 1 上記のほか、当社が保有している自己株式が31,123,685株あります。

- 2 公益財団法人旭硝子財団は、1934年に当社の創立25周年を記念して設立された公益法人で、次の時代を拓く科学・技術に関する調査・研究、国際会議に対し必要な助成等を行うとともに、地球環境問題における顕著な業績に対する顕彰を行っております。
- 3 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、2012年12月17日付で、株式会社三菱東京UFJ銀行ほか4社を共同保有者とする株券等の大量保有に関する変更報告書が関東財務局に提出されており、2012年12月10日現在でそれぞれ以下の株券等を保有している旨の報告を受けましたが、当社として2012年12月31日現在の各社の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	31,186	2.63
三菱UFJ信託銀行株式会社ほか3社	82,063	6.91
計	113,249	9.54

上記保有株券等の数及び株券等保有割合には、保有潜在株式が含まれております。

- 4 野村證券株式会社から、2013年1月10日付で、野村證券株式会社ほか3社を共同保有者とする株券等の大量保有に関する変更報告書が関東財務局に提出されており、2012年12月31日現在でそれぞれ以下の株券等を保有している旨の報告を受けましたが、当社として2012年12月31日現在の各社の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
野村證券株式会社	27,655	2.31
野村アセットマネジメント株式会社ほか2社	30,104	2.49
計	57,759	4.77

上記保有株券等の数及び株券等保有割合には、保有潜在株式が含まれております。

(8)【議決権の状況】
【発行済株式】

2012年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 31,123,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は1,000株であります。
	(相互保有株式) 普通株式 431,000	-	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,149,331,000	1,149,331	同上
単元未満株式	普通株式 5,820,905	-	同上
発行済株式総数	1,186,705,905	-	-
総株主の議決権	-	1,149,331	-

注 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

自己保有株式	685株
相互保有株式 共栄商事株式会社	703株

【自己株式等】

2012年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 旭硝子株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	31,123,000	-	31,123,000	2.62
(相互保有株式) 共栄商事株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号	244,000	-	244,000	0.02
(相互保有株式) 大東株式会社	東京都渋谷区本町六丁目34番7号	-	187,000	187,000	0.02
計	-	31,367,000	187,000	31,554,000	2.66

注 大東株式会社は、当社の取引先会社で構成される持株会(旭硝子取引先持株会 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号)に加入しており、同持株会名義で当社株式を保有しております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度の内容は次のとおりであります。

2007年6月13日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2007年7月2日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役 (社外取締役を除く。) 及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2007年6月13日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2007年6月13日 (取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 (社外取締役を除く) 4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「 (2) 新株予約権等の状況 イ 」に記載してあります。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2007年3月29日定時株主総会決議及び2007年6月13日取締役会決議

(通常型ストックオプション (2007年7月2日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2007年3月29日開催の第82回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員等に対し、新株予約権を発行することが、2007年6月13日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2007年3月29日 (定時株主総会) 及び 2007年6月13日 (取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員9名並びに当社子会社の取締役3名及び従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「 (2) 新株予約権等の状況 イ 」に記載してあります。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2008年6月11日取締役会決議
 (株式報酬型ストックオプション(2008年7月1日発行))
 会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2008年6月11日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2008年6月11日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 イ」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2008年3月28日定時株主総会決議及び2008年6月11日取締役会決議
 (通常型ストックオプション(2008年7月1日発行))
 会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2008年3月28日開催の第83回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員等に対し、新株予約権を発行することが、2008年6月11日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2008年3月28日(定時株主総会)及び 2008年6月11日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員12名並びに当社子会社の取締役1名及び従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 イ」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2009年6月10日取締役会決議
 (株式報酬型ストックオプション(2009年7月1日発行))
 会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2009年6月10日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2009年6月10日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 イ」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2009年3月27日定時株主総会決議及び2009年6月10日取締役会決議
 (通常型ストックオプション(2009年7月1日発行))
 会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2009年3月27日開催の第84回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員等に対し、新株予約権を発行することが、2009年6月10日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2009年3月27日(定時株主総会)及び 2009年6月10日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員14名並びに当社子会社の取締役1名及び従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 イ」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2010年6月9日取締役会決議
 (株式報酬型ストックオプション(2010年7月1日発行))
 会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2010年6月9日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2010年6月9日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 イ」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2010年3月30日定時株主総会決議及び2010年6月9日取締役会決議
 (通常型ストックオプション(2010年9月1日発行))
 会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2010年3月30日開催の第85回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員等に対し、新株予約権を発行することが、2010年6月9日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2010年3月30日(定時株主総会)及び 2010年6月9日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員35名並びに当社子会社の取締役2名及び従業員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 イ」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2011年2月9日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション(2011年3月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2011年2月9日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2011年2月9日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 イ」に記載してあります。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2011年6月8日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション(2011年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2011年6月8日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2011年6月8日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 イ」に記載してあります。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2011年3月30日定時株主総会決議及び2011年6月8日取締役会決議
(通常型ストックオプション(2011年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2011年3月30日開催の第86回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することが、2011年6月8日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2011年3月30日(定時株主総会)及び 2011年6月8日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 イ 」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2012年6月6日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション(2012年7月2日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2012年6月6日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2012年6月6日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 イ 」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2012年3月29日定時株主総会決議及び2012年6月6日取締役会決議
 (通常型ストックオプション(2012年7月2日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2012年3月29日開催の第87回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することが、2012年6月6日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2012年3月29日(定時株主総会)及び 2012年6月6日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員68名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 イ」に記載してあります。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2013年2月7日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション(2013年3月26日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2013年2月7日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2013年2月7日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)
株式の数	278,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円
新株予約権の行使期間	2013年3月27日～ 2043年3月26日
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

注1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。

- 2 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。なお、2013年3月26日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。

(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。

(3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の、又はに定める場合(ただし、については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。

対象者が2038年3月26日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2038年3月27日から2043年3月26日まで

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)

権利行使開始日から1年間

(4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「株式の数」に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- () 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- () 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2013年3月28日定時株主総会決議
(通常型ストックオプション)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することが、2013年3月28日開催の第88回定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	2013年3月28日(定時株主総会)
付与対象者の区分及び人数	付与対象者は、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の中から、提出日以降に開催される取締役会において決定される予定であり、付与対象者の区分及び人数も同取締役会において決定される。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)
株式の数	350,000株を上限とする。(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	(注3)
新株予約権の行使期間	割当日より3年を経過した日から、6年間とする。
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。

- 2 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同様。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。以下、「終値」という。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が割当日の終値を下回る場合は、割当日の終値を行使価額とする。なお、割当日以後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、割当日以後、当社が当社普通株式について時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株式の発行又は自己株式の処分が、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

注 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。

(2) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。

(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

() 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

() 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

() 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「株式の数」に準じて決定する。

() 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記()に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

() 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

() 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

() 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

() 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号及び会社法第155条第8号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第8号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2012年11月5日)での決議状況 (取得日 2012年11月6日)	336,843	買取単価に買取対象株式 数を乗じた金額(注)
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	336,843	186,947,865
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

注 買取単価とは、取得日の東京証券取引所における当社普通株式の終値であります。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	46,398	27,149,812
当期間における取得自己株式	6,065	3,753,606

注 当期間における取得自己株式には、2013年3月1日から有価証券報告書を提出する日までの単元未満株式の買取請求によるものは含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
その他(注)	26,055	25,301,136	17,385	16,800,230
保有自己株式数	31,123,685	-	31,112,365	-

注 1 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数8,000株)及び単元未満株式の買増請求による買増し(株式数18,055株)であります。また、当期間の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数17,000株)及び単元未満株式の買増請求による買増し(株式数385株)であります。

2 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、2013年3月1日から有価証券報告書を提出する日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買増請求によるものは含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、利益の配分につきましては、安定的な配当の継続を基本に、連結配当性向30%程度を目安とし、連結業績や将来の投資計画等も総合的に勘案しながら、積極的に株主の皆様への還元に努めていきたいと考えております。

当期の期末配当金は、当期の業績、経営環境、今後の事業展開等を勘案し、1株当たり13円としました。

中間配当金を含めた当期の年間配当金は、1株当たり26円となり、連結配当性向は68.6%となります。

内部留保につきましては、財務体質の強化を図りながら企業価値の継続的な向上のための研究開発や設備投資・融資、M & Aなどに活用することを基本方針としています。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、定款に「当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。」旨を定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2012年8月3日 取締役会決議	15,027	13.0
2013年3月28日 定時株主総会決議	15,022	13.0

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第84期 2008年12月	第85期 2009年12月	第86期 2010年12月	第87期 2011年12月	第88期 2012年12月
最高（円）	1,500	903	1,136	1,163	755
最低（円）	434	413	764	595	415

注 株価は、東京証券取引所市場第一部の市場相場によるものであります。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2012年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	544	527	536	579	638	656
最低（円）	415	437	462	500	536	611

注 株価は、東京証券取引所市場第一部の市場相場によるものであります。

5【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長執行役員CEO		石村 和彦	1954年 9月18日生	1979年4月 当社入社 2006年1月 当社執行役員 2007年1月 当社上席執行役員エレクトロニクス& エネルギー事業本部長 2008年3月 当社取締役兼社長執行役員COO 2010年1月 当社取締役兼社長執行役員CEO (現在に至る)	1年	87
代表取締役 副社長執行役員		西見 有二	1947年 1月20日生	1970年4月 当社入社 2001年6月 当社取締役 2002年6月 当社執行役員 2005年3月 当社上席執行役員 2008年3月 当社専務執行役員ディスプレイカンパ ニープレジデント 2009年1月 当社副社長執行役員電子セクター長 2009年7月 当社副社長執行役員電子カンパニー プレジデント 2011年3月 当社取締役兼副社長執行役員 (現在に至る)	1年	27
代表取締役 専務執行役員	技術本部長	田村 良明	1954年 10月3日生	1979年4月 当社入社 2007年1月 当社執行役員 2010年1月 当社常務執行役員電子カンパニーディ スプレイ事業本部長 2011年1月 当社常務執行役員電子カンパニープレ ジデント代行 2011年3月 当社常務執行役員電子カンパニープレ ジデント 2013年1月 当社専務執行役員技術本部長 2013年3月 当社取締役兼専務執行役員技術本部長 (現在に至る)	1年	21
取締役 常務執行役員	社長室長	藤野 隆	1956年 2月12日生	1979年4月 当社入社 2008年3月 当社執行役員経営企画室調査役 2009年1月 当社執行役員経営企画室長 2010年1月 当社常務執行役員社長室長 2010年3月 当社取締役兼常務執行役員社長室長 (現在に至る)	1年	39
取締役		澤部 肇	1942年 1月9日生	1964年4月 東京電気化学工業(株)(現TDK(株)) 入社 1996年6月 同社取締役 1998年6月 同社取締役社長 2006年6月 同社取締役会長 2008年3月 当社取締役(現在に至る) 2011年6月 TDK(株)取締役取締役会議長 2012年6月 同社相談役(現在に至る)	1年	1
取締役		坂根 正弘	1941年 1月7日生	1963年4月 ㈱小松製作所入社 1989年6月 同社取締役 1994年6月 同社常務取締役 1997年6月 同社専務取締役 1999年6月 同社取締役副社長 2001年6月 同社取締役社長 2003年6月 同社取締役社長兼CEO 2007年6月 同社取締役会長(現在に至る) 2011年3月 当社取締役(現在に至る)	1年	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		木村 宏	1953年 4月23日生	1976年4月 日本専売公社(現日本たばこ産業(株)) 入社 1999年6月 同社取締役 2001年6月 同社取締役退任 2005年6月 同社取締役 2006年6月 同社取締役社長 2012年6月 同社取締役会長(現在に至る) 2013年3月 当社取締役(現在に至る)	1年	-
常勤監査役		梅本 周吉	1950年 4月12日生	1973年4月 当社入社 2005年3月 当社執行役員経理センター長 2005年4月 当社執行役員財務企画室長 2007年1月 当社上席執行役員財務企画室長 2008年3月 当社常務執行役員財務企画室長 2009年7月 当社常務執行役員経理・財務室長 2013年1月 当社常務執行役員社長付 2013年3月 当社常勤監査役(現在に至る)	4年	67
常勤監査役		玉井 泉	1949年 5月5日生	1973年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入社 2000年6月 同行取締役 2001年6月 同行執行役員 2004年5月 同行常務執行役員 2005年1月 同上退任 2005年1月 (株)DCキャッシュワン取締役副社長 2009年3月 同上退任 2009年3月 当社常勤監査役(現在に至る)	4年	11
監査役		引馬 滋	1946年 11月6日生	1970年4月 日本銀行入行 1997年9月 同行経営管理局长 1998年5月 同行理事 2000年5月 同行退任 2001年5月 CRD運営協議会(現一般社団法人 CRD協会)代表理事 2009年6月 同会代表理事会長 2010年3月 当社監査役(現在に至る) 2011年3月 一般社団法人CRD協会代表理事会長 退任	4年	9
監査役		芳賀 研二	1947年 2月4日生	1971年4月 日本オイルシール工業(株)(現NOK (株))入社 1985年6月 同社取締役技術本部副本部長 1993年6月 同社常務取締役研究開発本部長 2004年6月 同社監査役 2008年6月 同社相談役(現在に至る) 2011年3月 当社監査役(現在に至る)	4年	4
計						272

- 注 1 取締役のうち澤部肇氏、坂根正弘氏及び木村宏氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役のうち玉井泉氏、引馬滋氏及び芳賀研二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役7名は、2013年3月28日開催の第88回定時株主総会で選任されたものであります。
- 4 監査役のうち引馬滋氏は2010年3月30日開催の第85回定時株主総会で、芳賀研二氏は2011年3月30日開催の第86回定時株主総会で、梅本周吉氏及び玉井泉氏は2013年3月28日開催の第88回定時株主総会で、それぞれ選任されたものであります。
- 5 執行役員は取締役兼務者を含め2013年3月28日現在で27名であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

(i) 企業統治の体制の概要

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制整備の基本方針は、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離し、経営監視機能を強化することです。また、経営執行についてはコーポレート機能と事業執行機能を明確に区分し、事業執行における迅速な意思決定を図っています。

イ．経営監視の体制と施策の実施状況

当社は、取締役会を「当社グループの基本方針承認と経営執行の監視機関」と位置付けています。提出日現在（2013年3月28日）、取締役の人数は7名（任期1年）、うち3名が社外取締役です。また、執行役員制を採用しており、執行役員（任期1年）は、会社法規定の取締役と明確に区別され、当社グループの経営及び事業の執行責任を負っています。

当連結会計年度においては、合計13回の取締役会を開催し、当社グループの経営執行の監視を行うとともに、取締役候補者の決定、次期執行役員の内定及び決定、重要財産の取得及び処分、予算、2010年から2012年までの中期経営計画の進捗及び次年度の事業・資金計画、2013年から2015年の中期経営計画等の重要事項の承認を行いました。

また、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を目指し、取締役及び執行役員等の評価・選任及び報酬に関する客観性を高めるため、取締役会の任意の諮問委員会として、「指名委員会」と「報酬委員会」を設置しています。

指名委員会は、提出日現在、3名の社外取締役を含む合計4名の取締役で構成されています。なお、当社では、社外取締役の独立性を確保するため、会社法における社外取締役の規定に加え、当社独自の内規を定め、これを社外取締役の選任基準としています。

当連結会計年度においては、合計5回の指名委員会を開催し、取締役候補者及び次期執行役員の推薦等を取締役会に対して行いました。

また、報酬委員会は、提出日現在、3名の社外取締役を含む合計4名の取締役で構成されています。

当連結会計年度においては、合計6回の報酬委員会を開催しました。同委員会では、株主と経営陣の間で利益が共有され、当社グループの持続的な発展を目指した業績目標の達成を経営陣に動機づけること等を主旨とした報酬原則を踏まえ、取締役及び執行役員の報酬制度等について審議しました。

当社は監査役制度を採用しており、監査役は、提出日現在、社外監査役3名を含む4名で、監査役会を構成しています。

当連結会計年度においては、合計14回の監査役会を開催しました。各監査役は、監査役会が定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席、重要な書類の閲覧、本社各部門や事業所の監査、子会社調査等を行い、監査役会に報告しました。監査役会は、各監査役の監査報告に基づき、監査報告書を作成して取締役会に提出しました。

ロ．経営執行の体制

当社は、執行役員制、カンパニー（社内擬似分社）制を導入しており、グローバル連結運営体制を採用するとともに、事業執行の責任と権限をカンパニー／SBUに大幅に委譲しています。

カンパニーは、売上高が概ね2,000億円を超え、グローバルに事業を展開する事業単位と位置付けており、現在「ガラス」、「電子」及び「化学品」の3つのカンパニーを設置しています。それ以下の規模の事業単位はSBU（戦略事業単位：ストラテジックビジネスユニット）と位置付け、「AGCセラミックス」がSBUとして設置されています。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）について

当社は、法令及び社内規程に基づいて、重要書類・情報の保存、管理を行っています。

重要書類・情報の機密保持については、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する基本方針を社内周知し、所定の手続に従い実施しています。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）について

当社グループにおける重要なリスク要因を定め、リスク管理状況を定期的に経営会議、取締役会で審議し、監視することとしています。また、事業運営上の個別のリスクについては、コーポレート職能部門、社内カンパニー、S B U（戦略事業単位）が、事業・案件ごとにリスクの分析や対策を検討し、必要に応じ経営会議、取締役会で審議しています。

コンプライアンス、環境、災害、品質等に関するリスクについては、各所管部門が、ガイドライン等の制定・周知、研修、監査等を適宜実施しています。

当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性のある不測の事態の発生に備え、社長執行役員に迅速かつ確実に情報を報告し、共有するための危機管理レポートラインを設定するとともに、社長執行役員の判断により、直ちに対策本部（海外安全対策本部・地震対策本部・緊急対策本部等）を設置し、迅速かつ適切な初期対応が取れる体制を、危機管理マニュアル、その他の社内規程に基づき、整備しています。

ニ．取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的な職務執行体制）について

当社は、コーポレート・ガバナンス体制整備の基本方針として、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離し、経営監視機能を強化するとともに、経営執行における迅速な意思決定を図っています。

経営監視については、社外取締役を含む取締役で構成される取締役会を開催し、重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っています。また、任意の指名委員会、報酬委員会を設置し、取締役、執行役員の評価・選任、報酬に関する客観性を担保しています。

経営執行については、社内カンパニー制、執行役員制の下、一定基準により、執行の責任と権限を、各カンパニー、S B Uに委任するとともに、経営方針・業績目標に沿った具体的な業績管理指標の下、事業運営を行い、その評価を実施しています。

職務の執行は、業務分掌、決裁基準に基づく意思決定ルールに従い実施され、その運用状況を内部監査により定期的に検証しています。

ホ．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社の管理体制）について

子会社に関する一定の重要事項は、当社の経営会議、取締役会においても審議します。

グローバルコンプライアンスリーダー（担当執行役員）の下に、コンプライアンス委員会を設置するとともに行動基準（A G Cグループ行動基準）にグローバル共通の遵守事項及び各国・各地域ごとの遵守事項を定め、当社グループのコンプライアンス体制を整備しています。

子会社で生じた重要なコンプライアンス等に関する問題が速やかに当社に報告され、適切な対応が可能となるよう、日本・アジア、欧州、北米の3地域を統括するグローバルな監査体制並びにコンプライアンス及び法務管理体制を構築しています。

また、コンプライアンスの遵守状況、コンプライアンスに関わる通報・相談制度の運用状況を定期的に取締役会に報告しています。

内部監査については、監査室及び各地域に配置した監査要員が、当社及び国内外の子会社に対して、年度監査計画等に基づき、管理・運営の制度構築状況及び業務遂行状況の適法性・合理性等に関する内部監査を実施し、随時、社長執行役員に監査結果を報告するとともに、定期的に取締役会に報告しています。

金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「A G Cグループ財務報告に係る内部統制実施規程」を定め、財務報告に係る内部統制の体制を整備しています。

ヘ．監査役の監査体制に関する事項について

a．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき組織として監査役会事務局を置いています。

b．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会事務局員の人事異動、評価等については、監査役会の同意を要することとしています。

c．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対し、法令・定款に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、その他社内規程に定める事項を報告することとしています。

d．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

経営会議、中計・予算審議会、業績モニタリング会議等の重要な会議に、監査役が出席するとともに、代表取締役と監査役の会合を定期的に開催しています。

内部監査機能を有する監査室等と監査役の会合を定期的に開催し、監査役が内部監査の実施経過及びその結果等の情報を入手できる体制をとっています。更に、監査役が、監査室、会計監査人等からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることができる体制を整備しています。

() 責任限定契約の概要

当社と社外取締役澤部肇氏、坂根正弘氏及び木村宏氏、並びに社外監査役玉井泉氏、引馬滋氏及び芳賀研二氏の間では、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しています。

内部監査及び監査役監査の状況

() 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続、会計監査の状況

内部監査については、監査室及び欧米、中国にグループで約34名の内部監査人員が、年度監査計画等に基づき、管理、運営の制度構築状況及び業務遂行状況の適法性・合理性等に関する内部監査を、海外グループ会社も含めて、実施しています。また、社長執行役員の補佐機能として、監査室は当社グループの内部統制システムの構築、運営状況及びリスクマネジメントのモニタリングを行い、各カンパニー/ S B Uの内部統制システムの構築と運営を支援しています。監査結果は定期的に取締役会に報告しています。

監査役的人数は4名であり、うち3名が社外監査役です。監査役の職務を補助すべき組織として、監査役会事務局を設置しています。監査役梅本周吉氏は、当社経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。社外監査役玉井泉氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、社外監査役引馬滋氏は、日本銀行における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

当社は、当連結会計年度の会計監査業務を有限責任あずさ監査法人に委嘱しています。当連結会計年度において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

イ．業務を執行した公認会計士の氏名（継続監査年数）

森 俊哉（1年）

平野 巖（7年）

乗松 敏隆（5年）

ロ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士16名、公認会計士試験合格者等11名、その他（システム監査担当等）9名

なお、監査役、監査室及び会計監査人は、報告や意見交換を通じ適宜連携し、監査の実効性を高めるとともに、その充実を図っています。

() 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査役（含む社外監査役）は、会計監査人との会合を開催し、会計監査の実施経過やその結果等の情報を入手するとともに、会計監査人からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることに努めています。また、内部監査機能を有する監査室と定期的な会合を開催し、内部監査の実施経過及びその結果等の情報を入手するとともに、監査室からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることに努めています。

また、監査役は、取締役会に出席し、コンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に把握しています。更に、経営会議、中計・予算審議会、業績モニタリング会議等の重要な会議に出席し、代表取締役との会合を定期的に開催しています。

社外取締役及び社外監査役の状況

() 社外取締役及び社外監査役の員数及び当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

当社は、取締役7名のうち3名が社外取締役、監査役4名のうち3名が社外監査役となっています。

また、各社外役員は下記()ハに記載する社外役員の独立性に関する基準を満たしており、当社との間に、社外役員の独立性に影響を及ぼす人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、玉井泉氏が常務執行役員等を務めていた(株)三菱東京UFJ銀行はAGCグループの借入先ですが、AGCグループの主要な借入先は複数あり、また、同氏が同行常務執行役員を退任した後約8年が経過しています。

社外取締役及び社外監査役の当社株式の所有状況は、5「役員の状況」に記載のとおりです。

() 社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割並びに選任状況に関する当社の考え方及び当社からの独立性に関する基準の内容

イ．社外取締役

氏名	当該社外取締役を選任している理由
澤部肇	澤部肇氏については、TDK(株)の取締役社長、取締役会長を歴任し、変化が激しいエレクトロニクス産業における会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を生かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しています。
坂根正弘	坂根正弘氏については、(株)小松製作所の取締役会長を務めており、新興国で積極的に建設機械事業を展開する同社において会社経営の豊富な経験を有しています。この経験を生かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しています。
木村宏	木村宏氏については、日本たばこ産業(株)の取締役会長を務めており、事業環境の変化に対応し積極的にグローバル展開を推進している同社において会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を生かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しています。

ロ．社外監査役

氏名	当該社外監査役を選任している理由
玉井泉	玉井泉氏については、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しています。
引馬滋	引馬滋氏については、日本銀行における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しています。
芳賀研二	芳賀研二氏については、NOK(株)において各種機能部品に関する研究開発業務に長年携わり、同社取締役として会社経営に関与した経験を有するとともに、同社監査役としての経験も有しています。この経験を生かし、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しています。

ハ．社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針の内容

社外取締役の独立性については、会社法上の社外取締役の要件に加え、下記の当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていることを、指名委員会で確認しています。また、社外監査役についても、会社法上の社外監査役の要件に加え、下記の社外役員の独立性に関する基準を満たしていることを、監査役会及び指名委員会で確認しています。

なお、当社は社外取締役澤部肇氏、坂根正弘氏及び木村宏氏並びに社外監査役玉井泉氏、引馬滋氏及び芳賀研二氏を、(株)東京証券取引所及び(株)大阪証券取引所に独立役員として届け出しています。

< 社外役員の独立性に関する基準 >

当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。

(1) 当社及び当社子会社(以下、まとめて「AGCグループ」という。)の重要な事業領域において競合する会社が属する連結企業グループ(以下、「連結企業グループ」とは、親会社及びその子会社を指し、AGCグループは含まないものとする。)内の会社の業務執行者(社外取締役を除く取締役、執行役及び使用人を指す。以下同様。)でないこと。

また、当該連結企業グループに属する会社の議決権の10%以上を保有しないこと及び当該連結企業グループに属する会社の議決権の10%以上を保有する会社の業務執行者でないこと。

(2) 過去3年間に於いて、AGCグループから役員報酬()以外に1,000万円/年以上を受領していないこと。

() 社外取締役に於いては取締役報酬、社外監査役に於いては監査役報酬を指す。

(3) 過去 3 年間に於いて、AGCグループを主要な取引先とする連結企業グループに属する会社の業務執行者でないこと。

なお、AGCグループを主要な取引先とする連結企業グループとは、当該連結企業グループからAGCグループへの販売額が、当該連結企業グループの直前事業年度の連結売上高の 2 % を超えるものを指す。

(4) 過去 3 年間に於いて、AGCグループの主要な取引先である連結企業グループに属する会社の業務執行者でないこと。

なお、AGCグループの主要な取引先である連結企業グループとは、AGCグループから当該連結企業グループへの販売額が、AGCグループの直前事業年度の連結売上高の 2 % を超えるものを指す。

(5) 過去 3 年間に於いて、AGCグループを担当する監査法人の社員でないこと。

(6) 当社の大株主（議決権の 1 0 % 以上を保有している者）でないこと及び大株主の業務執行者でないこと。

(7) その他、重大な利益相反や、独立性を害するような事項がないこと。

() 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会においてコンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に報告を受けるとともに、専門的見地から質問・提言をすることにより、経営の監督機能を発揮しています。

また、社外監査役は、取締役会に出席し、コンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に把握するとともに、重要な会議に出席し、代表取締役との会合を定期的に開催しています。また、内部監査機能を有する監査室、会計監査人等からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めています。

取締役及び監査役の報酬

() 取締役及び監査役の報酬等の額

当連結会計年度における、当社の取締役及び監査役の報酬は、次のとおりです。

	支給人数 及び 支給総額		内訳					
			月例報酬		賞与 (当連結会計年度に 係る賞与の額)		株式報酬型 ストック オプション	
	支給 人数	支給 総額	支給 人数	支給 金額	支給 人数	支給 金額	支給 人数	支給 金額
取締役	名	百万円	名	百万円	名	百万円	名	百万円
	7	417	7	255	4	84	4	77
うち社外取締役	3	46	3	46	-	-	-	-
監査役	4	93	4	93	-	-	-	-
うち社外監査役	3	57	3	57	-	-	-	-

() 連結報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の額

当連結会計年度において、報酬等の総額が1億円以上である者は、次のとおりです。

氏名	役員区分	会社区分	支給総額	内訳		
				月例報酬	賞与 (当連結会計年 度に係る賞与の 額)	株式報酬型 ストック オプション
石村 和彦	代表取締役 社長執行役員CEO	提出会社	百万円 160	百万円 82	百万円 37	百万円 40

() 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

イ. 報酬に関する方針の内容

a. 報酬制度の基本的な考え方

当社は報酬原則において、役員報酬全般に関わる基本的な姿勢及び考え方を次のとおり定めています。

- ・競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人材を引きつけ、確保し、報奨することのできる報酬制度であること
- ・企業価値の持続的な向上を促進するとともに、それにより株主と経営者の利益を共有する報酬制度であること
- ・AGCグループの持続的な発展を目指した経営戦略上の業績目標達成を動機付ける報酬制度であること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観的で透明性の高いものであること

b. 報酬の構成

当社役員の報酬制度は、固定報酬である「月例報酬」と、業績連動報酬である「賞与」及び「株式報酬型ストックオプション」で構成されます。賞与は、単年度業績目標達成へのモチベーション促進を目的として、単年度の連結業績（キャッシュフロー及びEVA（経済付加価値）等）に応じて変動する仕組みとしています。また、株式報酬型ストックオプションは、株価変動のメリットやリスクについても株主と共有し、中長期での業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気を向上させることを目的としています。

報酬の構成は、執行役員を兼務する取締役については、月例報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションの3つで構成しており、執行役員を兼務しない取締役については、月例報酬及び株式報酬型ストックオプションで構成しています。また、社外取締役及び監査役については、月例報酬のみとしています。

c. 報酬水準

当社役員の報酬水準については、第三者機関が実施する調査データの中から、大手製造業の報酬データを分析・比較し、報酬委員会にて検証しています。

ロ. 報酬の決定方法

上記「企業統治の体制 (i) 企業統治の体制の概要」に記載のとおり、報酬委員会において、報酬原則を踏まえ、取締役及び執行役員の報酬制度・水準等を審議し、取締役会に提案するとともに、報酬支払結果を検証することによって、報酬の決定プロセスに関する客観性及び透明性を高めています。

取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めています。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を必要とし、累積投票によらない旨を定款に定めています。

取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、機動的な資本政策の実行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

また、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第423条第1項に定める取締役及び監査役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款に定めています。

更に中間配当においては、株主への機動的な利益還元を行えるようにするため、取締役会の決議によって、毎年6月30日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めています。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

株式の保有状況

- (i) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
133銘柄 156,578百万円
- () 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
(前事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
三菱地所(株)	22,714,072	26,121	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱商事(株)	14,492,305	22,535	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	32,709,470	10,695	中長期的な関係の維持・強化を図り、安定的且つ機動的な資金調達を行うため
トヨタ自動車(株)	3,500,000	8,977	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
本田技研工業(株)	3,400,000	7,983	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
キリンホールディングス(株)	7,018,539	6,569	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
スズキ(株)	2,970,000	4,728	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱瓦斯化学(株)	9,670,163	4,129	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱重工業(株)	12,200,000	4,001	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱倉庫(株)	3,315,168	2,834	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本カーバイド工業(株)	11,910,223	1,333	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱マテリアル(株)	5,031,900	1,051	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
大和ハウス工業(株)	1,084,168	995	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)三菱総合研究所	630,000	884	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
明和産業(株)	3,849,100	816	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
ダイハツ工業(株)	585,000	803	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本碍子(株)	867,486	792	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本山村硝子(株)	3,836,388	740	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)ツムラ	306,000	694	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱自動車(株)	7,000,000	637	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)三菱ケミカルホールディングス	1,441,000	610	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)村上開明堂	739,000	586	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
エルナー(株)	6,653,000	505	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱製鋼(株)	2,068,180	401	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
ソーダニッカ(株)	1,124,050	382	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
東京海上ホールディングス(株)	10,256,000	17,486	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している
トヨタ自動車(株)	4,350,000	11,157	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している
(株)ニコン	2,449,000	4,197	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している
(株)みずほフィナンシャルグループ	13,603,000	1,414	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している
三菱電機(株)	1,875,000	1,383	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している

(注)貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
三菱地所(株)	22,714,072	46,541	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱商事(株)	14,492,305	23,868	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	31,709,770	14,618	中長期的な関係の維持・強化を図り、安定的且つ機動的な資金調達を行うため
トヨタ自動車(株)	3,500,000	14,017	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
本田技研工業(株)	3,400,000	10,693	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
スズキ(株)	2,970,000	6,658	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
キリンホールディングス(株)	6,106,539	6,179	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱瓦斯化学(株)	9,670,163	5,076	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱重工業(株)	12,200,000	5,063	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱倉庫(株)	3,315,168	4,080	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
日本カーバイド工業(株)	7,812,223	2,390	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
大和ハウス工業(株)	1,084,168	1,603	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱マテリアル(株)	5,031,900	1,469	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
明和産業(株)	3,849,100	1,420	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)三菱総合研究所	630,000	1,119	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
ダイハツ工業(株)	585,000	1,000	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本碍子(株)	867,486	881	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)村上開明堂	739,000	838	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)ツムラ	306,000	798	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本山村硝子(株)	3,836,388	705	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
エルナー(株)	6,653,000	632	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱自動車(株)	7,000,000	623	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
富士紡ホールディングス(株)	2,000,000	614	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)三菱ケミカルホールディングス	1,441,000	613	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
いすゞ自動車(株)	1,003,332	512	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
東京海上ホールディングス(株)	9,606,200	22,891	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している
トヨタ自動車(株)	4,350,000	17,421	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している
(株)ニコン	2,449,000	6,186	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している
(株)みずほフィナンシャルグループ	13,203,000	2,072	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している
三菱電機(株)	1,875,000	1,370	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

() 保有目的が純投資目的である投資株式は保有していません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	115	16	120	2
連結子会社	74	2	70	2
計	190	18	190	4

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるAGCアメリカ、AGCガラス・ヨーロッパ他は、有限責任 あずさ監査法人と同一のネットワークに属しているKPMGのメンバーファームに対して、財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬及び非監査業務に係る報酬(合わせて433百万円)を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるAGCアメリカ、AGCガラス・ヨーロッパ他は、有限責任 あずさ監査法人と同一のネットワークに属しているKPMGのメンバーファームに対して、財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬及び非監査業務に係る報酬(合わせて421百万円)を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、国際財務報告基準導入に関するアドバイザー業務があります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務等があります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査報酬額については、事業規模、監査日程の十分性・効率性等を勘案し、監査公認会計士と十分に協議を行った上、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2012年1月1日から2012年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2012年1月1日から2012年12月31日まで）の財務諸表について有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下のとおり連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また公益財団法人財務会計基準機構他が開催する研修に参加しております。
- (2) 2013年度末からの指定国際会計基準適用に備えて、社内に専門組織を設置し、社内規程やインフラ等の整備をしております。

1【連結財務諸表等】
 (1)【連結財務諸表】
 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2011年12月31日)	当連結会計年度 (2012年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	98,789	100,461
受取手形及び売掛金	6 233,675	6 249,572
有価証券	25,000	20,300
商品及び製品	81,860	92,919
仕掛品	42,541	41,586
原材料及び貯蔵品	69,922	73,841
繰延税金資産	13,610	12,059
その他	46,367	65,680
貸倒引当金	4,993	5,173
流動資産合計	606,774	651,248
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	523,917	574,483
減価償却累計額	288,272	311,609
建物及び構築物(純額)	235,645	262,873
機械装置及び運搬具	1,443,637	1,684,007
減価償却累計額	1,020,838	1,173,317
機械装置及び運搬具(純額)	422,798	510,689
工具、器具及び備品	99,132	107,096
減価償却累計額	85,357	91,466
工具、器具及び備品(純額)	13,775	15,629
土地	76,382	78,231
リース資産	9,778	12,909
減価償却累計額	3,682	4,004
リース資産(純額)	6,096	8,904
建設仮勘定	87,865	81,332
有形固定資産合計	3, 4 842,563	3, 4 957,661
無形固定資産		
のれん	7 15,721	7 26,922
その他	21,386	24,986
無形固定資産合計	37,108	4 51,909
投資その他の資産		
投資有価証券	2 148,350	2 195,897
長期貸付金	5,124	6,040
長期前払費用	1,214	3,186
繰延税金資産	42,441	24,624
その他	10,572	12,162
貸倒引当金	2,592	3,357
投資その他の資産合計	205,110	238,553
固定資産合計	1,084,781	1,248,124
資産合計	1,691,556	1,899,373

	前連結会計年度 (2011年12月31日)	当連結会計年度 (2012年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6 112,448	6 118,893
短期借入金	47,552	4 69,141
コマーシャル・ペーパー	13,369	11,862
1年内償還予定の社債	40,078	20,000
1年内償還予定の新株予約権付社債	50,000	-
未払金	64,808	55,418
未払費用	18,157	21,003
未払法人税等	9,220	15,325
預り金	24,247	22,041
賞与引当金	8,746	9,555
役員賞与引当金	115	113
定期修繕引当金	3,280	2,445
事業構造改善引当金	2,686	1,305
その他	24,696	25,708
流動負債合計	419,410	372,816
固定負債		
社債	92,014	92,294
新株予約権付社債	50,000	50,000
長期借入金	4 184,485	4 289,683
繰延税金負債	10,383	11,360
退職給付引当金	58,591	59,681
役員退職慰労引当金	313	304
事業構造改善引当金	9,878	8,772
その他	16,017	17,509
固定負債合計	421,684	529,607
負債合計	841,095	902,423
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,873	90,873
資本剰余金	96,961	96,961
利益剰余金	812,533	826,265
自己株式	29,888	30,076
株主資本合計	970,480	984,023
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	19,910	48,615
繰延ヘッジ損益	47	174
為替換算調整勘定	183,005	90,971
その他の包括利益累計額合計	163,047	42,181
新株予約権	1,584	1,862
少数株主持分	41,444	53,243
純資産合計	850,460	996,949
負債純資産合計	1,691,556	1,899,373

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)	当連結会計年度 (自 2012年 1月 1日 至 2012年12月31日)
売上高	1,214,672	1,189,956
売上原価	1 823,955	1 871,286
売上総利益	390,716	318,670
販売費及び一般管理費	2, 4 225,053	2, 4 225,724
営業利益	165,663	92,945
営業外収益		
受取利息	1,481	1,380
受取配当金	3,063	3,030
為替差益	2,699	-
持分法による投資利益	1,506	1,258
その他	1,383	1,693
営業外収益合計	10,134	7,363
営業外費用		
支払利息	5,995	5,923
コマーシャル・ペーパー利息	33	-
為替差損	-	4,754
その他	3,029	3,008
営業外費用合計	9,058	13,687
経常利益	166,739	86,621
特別利益		
固定資産売却益	3 2,896	3 1,700
投資有価証券売却益	52	-
特別修繕引当金戻入額	4,520	-
受取保険金	-	10,651
その他	747	1,768
特別利益合計	8,217	14,120
特別損失		
固定資産除却損	4,947	7,652
減損損失	6 729	6 5,789
災害による損失	9,209	-
事業構造改善費用	5 8,888	5 13,745
競争法関連損失	3,599	-
その他	4,224	4,585
特別損失合計	31,597	31,772
税金等調整前当期純利益	143,359	68,970
法人税、住民税及び事業税	30,786	22,249
法人税等調整額	12,440	1,054
法人税等合計	43,227	21,194
少数株主損益調整前当期純利益	100,131	47,776
少数株主利益	4,841	3,986
当期純利益	95,290	43,790

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)	当連結会計年度 (自 2012年 1月 1日 至 2012年12月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	100,131	47,776
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	18,649	28,711
繰延ヘッジ損益	33	127
為替換算調整勘定	38,124	92,445
持分法適用会社に対する持分相当額	664	2,166
その他の包括利益合計	57,472	123,451
包括利益	42,659	171,227
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	38,920	164,656
少数株主に係る包括利益	3,739	6,570

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)	当連結会計年度 (自 2012年 1月 1日 至 2012年12月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	90,873	90,873
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	90,873	90,873
資本剰余金		
当期首残高	96,961	96,961
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	96,961	96,961
利益剰余金		
当期首残高	748,751	812,533
当期変動額		
剰余金の配当	31,507	30,054
当期純利益	95,290	43,790
自己株式の処分	1	3
当期変動額合計	63,781	13,732
当期末残高	812,533	826,265
自己株式		
当期首残高	21,666	29,888
当期変動額		
自己株式の取得	8,262	214
自己株式の処分	41	25
当期変動額合計	8,221	188
当期末残高	29,888	30,076
株主資本合計		
当期首残高	914,920	970,480
当期変動額		
剰余金の配当	31,507	30,054
当期純利益	95,290	43,790
自己株式の取得	8,262	214
自己株式の処分	39	21
当期変動額合計	55,560	13,543
当期末残高	970,480	984,023

	前連結会計年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)	当連結会計年度 (自 2012年 1月 1日 至 2012年12月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	38,555	19,910
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,645	28,704
当期変動額合計	18,645	28,704
当期末残高	19,910	48,615
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	81	47
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	33	127
当期変動額合計	33	127
当期末残高	47	174
為替換算調整勘定		
当期首残高	145,313	183,005
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	37,691	92,034
当期変動額合計	37,691	92,034
当期末残高	183,005	90,971
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	106,677	163,047
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	56,370	120,866
当期変動額合計	56,370	120,866
当期末残高	163,047	42,181
新株予約権		
当期首残高	1,276	1,584
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	307	278
当期変動額合計	307	278
当期末残高	1,584	1,862
少数株主持分		
当期首残高	40,296	41,444
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,147	11,799
当期変動額合計	1,147	11,799
当期末残高	41,444	53,243

	前連結会計年度 (自 2011年 1月 1 日 至 2011年12月31日)	当連結会計年度 (自 2012年 1月 1 日 至 2012年12月31日)
純資産合計		
当期首残高	849,815	850,460
当期変動額		
剰余金の配当	31,507	30,054
当期純利益	95,290	43,790
自己株式の取得	8,262	214
自己株式の処分	39	21
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	54,914	132,944
当期変動額合計	645	146,488
当期末残高	850,460	996,949

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)	当連結会計年度 (自 2012年 1月 1日 至 2012年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	143,359	68,970
減価償却費	110,056	117,856
減損損失	729	5,789
のれん償却額	1,573	1,863
引当金の増減額（ は減少）	3,958	5,807
受取利息及び受取配当金	4,544	4,410
支払利息	5,995	5,923
為替差損益（ は益）	980	3,389
持分法による投資損益（ は益）	1,506	1,258
投資有価証券売却及び評価損益（ は益）	230	258
固定資産除売却損益（ は益）	2,051	5,951
売上債権の増減額（ は増加）	3,829	6,069
たな卸資産の増減額（ は増加）	23,077	5,095
仕入債務の増減額（ は減少）	848	5,279
その他	2,873	848
小計	224,339	196,265
利息及び配当金の受取額	6,278	4,952
利息の支払額	6,030	5,942
法人税等の支払額又は還付額（ は支払）	72,363	25,109
営業活動によるキャッシュ・フロー	152,223	170,165
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	31,505	2,643
定期預金の払戻による収入	32,124	11,637
固定資産の取得による支出	139,517	155,983
固定資産の売却による収入	16,340	6,413
投資有価証券の取得による支出	612	4,644
子会社株式の取得による支出	1,315	-
投資有価証券の売却及び償還による収入	2,287	3,452
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	12,193
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	830
その他	1,382	4,275
投資活動によるキャッシュ・フロー	123,581	157,407
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額（ は減少）	8,746	7,052
長期借入れによる収入	69,237	125,124
長期借入金の返済による支出	69,122	22,375
社債の発行による収入	-	20,000
社債の償還による支出	28,439	88,285
少数株主からの払込みによる収入	1,008	252
自己株式の取得による支出	8,262	27
配当金の支払額	31,507	30,054
その他	2,494	2,887
財務活動によるキャッシュ・フロー	60,833	5,305
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,040	8,806
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	35,233	16,259
現金及び現金同等物の期首残高	152,792	117,558
現金及び現金同等物の期末残高	117,558	133,818

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 202 社

主要な連結子会社の名称

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

このうち、インターペイン・グラス・インダストリー、北海道曹達(株)ほか24社は、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。また、会社清算によりAGCオートモーティブACC(株)ほか2社は、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社名

エムテック(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 2 社

主要な会社名

グラスウェイ

(2) 持分法を適用した関連会社数 35社

主要な会社名

旭トステム外装(株)、ショットフラットガラス

なお、当連結会計年度より、(株)LIXILウィンドウプロダクツほか9社について、持分法を適用しております。また、北海道曹達(株)ほか3社は、連結子会社としたこと等により、持分法の範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社名

共栄商事(株)

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっております。

ロ デリバティブ

時価法によっております。

ハ たな卸資産

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法によっております。

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ハ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費等は支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の次回の賞与支給に備えて、次回支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

ハ 役員賞与引当金

当社及び一部の国内連結子会社は、役員の次回の賞与支給に備えて、次回支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

ニ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により発生年度から償却しております。

数理計算上の差異については、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により発生年度の翌連結会計年度から償却しております。

ホ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

ヘ 定期修繕引当金

設備の定期的な点検や整備に備えて、次回定期点検の見積り費用と、次回定期点検までの稼働期間を勘案した金額を計上しております。

ト 事業構造改善引当金

事業構造改善のための退職優遇制度の拡充、一部の事業整理等により、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は「純資産の部」における「為替換算調整勘定」及び「少数株主持分」に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ取引、金利スワップ取引、商品スワップ取引等

ヘッジ対象：社債、借入金、燃料等

ハ ヘッジ方針

主に事業活動上生じる為替変動、金利変動、商品の価格変動リスク等の市場リスクを回避するため、デリバティブ取引を利用しております。

ニ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、金利スワップについては、特例処理の要件に該当すると判断される場合には、有効性の判定は省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び2010年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、20年間の均等償却で行っております。なお、2010年4月1日以後に発生した負ののれんは、当該負ののれんが発生した連結会計年度の利益として処理しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

イ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

ロ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2009年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 2009年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1 受取手形裏書譲渡高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2011年12月31日)	当連結会計年度 (2012年12月31日)
受取手形裏書譲渡高	15百万円	14百万円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2011年12月31日)	当連結会計年度 (2012年12月31日)
投資有価証券(株式)	32,057百万円	36,533百万円

3 国庫補助金等による固定資産圧縮額

前連結会計年度(2011年12月31日)

国庫補助金等による圧縮記帳額は34百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は建物及び構築物14百万円、機械装置及び運搬具19百万円であります。

当連結会計年度(2012年12月31日)

国庫補助金等による圧縮記帳額は201百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は建物及び構築物16百万円、機械装置及び運搬具156百万円、工具、器具及び備品28百万円であります。

4 担保に供している資産及び担保を付している債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

	前連結会計年度 (2011年12月31日)	当連結会計年度 (2012年12月31日)
有形固定資産	650百万円	2,628百万円
無形固定資産	-	83
計	650	2,711

担保を付している債務

	前連結会計年度 (2011年12月31日)	当連結会計年度 (2012年12月31日)
短期借入金	- 百万円	229百万円
長期借入金	237	9,859
計	237	10,089

(注) 上記のほか、当連結会計年度は連結上消去されている子会社株式16,120百万円を担保に供しております。

5 連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し次のとおり保証等を行っております。括弧内は保証予約等の金額で、内数であります。

	前連結会計年度 (2011年12月31日)	当連結会計年度 (2012年12月31日)
旭インディア硝子	- 百万円	643百万円
	(-)	(-)
ひびき灘開発	205	176
	(205)	(176)
その他	139	138
	(13)	(4)
計	344	959
	(218)	(181)

6 当連結会計年度末日は金融機関の休日ではありますが、この日が満期の手形については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。その決済額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2011年12月31日)	当連結会計年度 (2012年12月31日)
受取手形	1,036百万円	1,195百万円
支払手形	454	267

7 のれん及び負ののれんの表示

のれん及び負ののれんは、相殺表示をしております。相殺前の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2011年12月31日)	当連結会計年度 (2012年12月31日)
のれん	17,856百万円	28,818百万円
負ののれん	2,134	1,895
差引	15,721	26,922

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。なお、以下の金額は戻入額と相殺した後のものであります。

前連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)	当連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)
1,733百万円	758百万円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)	当連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)
運送費及び保管費	54,826百万円	56,406百万円
給料及び手当	58,526百万円	61,003百万円
賞与引当金繰入額	4,303百万円	3,996百万円
退職給付引当金繰入額	5,727百万円	6,900百万円
研究開発費	46,442百万円	48,360百万円

当連結会計年度から、費目区分の見直しを行ったことにより、福利費を「給料及び手当」に含めて表示しております。

前連結会計年度の修正表示前の「給料及び手当」の金額は、51,700百万円であります。

3 固定資産売却益

前連結会計年度(自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)

主に機械装置の売却によるものであります。

当連結会計年度(自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)

主に土地の売却によるものであります。

- 4 一般管理費及び当期製造費用に含まれている研究開発費は下記のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)	当連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)
一般管理費	46,442百万円	48,360百万円

5 事業構造改善費用

前連結会計年度(自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)

事業構造改革のための一部の事業整理等に伴う損失を計上したものであります。

当連結会計年度(自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)

事業構造改革のための一部の事業整理等に伴う損失を計上したものであります。

6 減損損失

前連結会計年度（自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日）

当社グループは、原則として事業用資産についてはビジネス・ユニット、遊休資産については個別物件ごとに資産のグループ化を行っており、収益性や評価額が著しく低下した以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度において当該減少額を特別損失として729百万円計上しております。

用途	地域	種類	減損損失 (百万円)
建築用ガラス製造設備	アメリカ	機械装置及び建物等	453
	アジア	機械装置	11
電子部材関連製造設備	アジア	機械装置及び建物等	264

主な固定資産の種類ごとの金額の内訳

機械装置及び運搬具487百万円、建物及び構築物237百万円、その他 4 百万円

なお、回収可能価額は、事業用資産については主として使用価値、遊休資産については主として公示価格に基づく評価により測定しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを、主として8%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度（自 2012年 1月 1日 至 2012年12月31日）

当社グループは、原則として事業用資産についてはビジネス・ユニット、遊休資産については個別物件ごとに資産のグループ化を行っており、収益性や評価額が著しく低下した以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度において当該減少額を特別損失として12,112百万円計上しております。なお、このうち6,323百万円は事業構造改善費用として表示しております。

用途	地域	種類	減損損失 (百万円)
建築用ガラス製造設備	アメリカ	機械装置及び建設仮勘定等	3,946
	アジア	機械装置等	543
建築用ガラスに関する のれん	ヨーロッパ	のれん	2,334
電子用ガラス製造設備	日本	機械装置等	1,289
電子部材関連土地	日本	土地	1,875
化学品関連製造設備	日本	機械装置等	439
その他製造設備	日本	機械装置及び建物等	1,683

主な固定資産の種類ごとの金額の内訳

機械装置及び運搬具4,799百万円、のれん2,334百万円、土地1,875百万円、建設仮勘定1,651百万円、
 建物及び構築物1,438百万円

なお、回収可能価額は、事業用資産については主として使用価値、遊休資産については主として公示価格に基づく評価により測定しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを6%～9%で割り引いて算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金:

当期発生額	44,731百万円
組替調整額	381
税効果調整前	44,350
税効果額	15,638
その他有価証券評価差額金	28,711

繰延ヘッジ損益:

当期発生額	28
組替調整額	150
税効果調整前	122
税効果額	5
繰延ヘッジ損益	127

為替換算調整勘定:

当期発生額	92,445
-------	--------

持分法適用会社に対する持分相当額:

当期発生額	2,166
その他の包括利益合計	123,451

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	1,186,705	-	-	1,186,705
合計	1,186,705	-	-	1,186,705
自己株式				
普通株式(注1, 2)	19,722	11,081	38	30,766
合計	19,722	11,081	38	30,766

注 1 普通株式の自己株式の株式数の増加11,081千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加11,000千株及び単元未満株式の買取りによる増加81千株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少38千株は、単元未満株式の売渡しによる減少23千株及びストック・オプションの行使による減少15千株であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	1,584
	合計	-	-	-	-	-	1,584

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2011年3月30日 定時株主総会	普通株式	16,337	14.00	2010年12月31日	2011年3月31日
2011年8月4日 取締役会	普通株式	15,170	13.00	2011年6月30日	2011年9月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2012年3月29日 定時株主総会	普通株式	15,027	利益剰余金	13.00	2011年12月31日	2012年3月30日

当連結会計年度（自 2012年 1月 1日 至 2012年12月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	1,186,705	-	-	1,186,705
合計	1,186,705	-	-	1,186,705
自己株式				
普通株式(注1, 2)	30,766	383	26	31,123
合計	30,766	383	26	31,123

注 1 普通株式の自己株式の株式数の増加383千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加336千株及び単元未満株式の買取りによる増加46千株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少26千株は、単元未満株式の売渡しによる減少18千株及びストック・オプションの行使による減少8千株であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	1,862
	合計	-	-	-	-	-	1,862

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2012年 3月29日 定時株主総会	普通株式	15,027	13.00	2011年12月31日	2012年 3月30日
2012年 8月 3日 取締役会	普通株式	15,027	13.00	2012年 6月30日	2012年 9月 7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2013年 3月28日 定時株主総会	普通株式	15,022	利益剰余金	13.00	2012年12月31日	2013年 3月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)	当連結会計年度 (自 2012年 1月 1日 至 2012年12月31日)
現金及び預金勘定	98,789百万円	100,461百万円
有価証券(譲渡性預金)	25,000	20,300
その他の流動資産に含まれる短期貸付金(現先)	2,638	13,436
計	126,427	134,198
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	8,868	379
現金及び現金同等物	117,558	133,818

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。なお、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より記載を省略しております。

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度(2011年12月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	239	216	23
工具、器具及び備品	772	661	111
その他	636	539	97
合計	1,648	1,417	231

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

(2)未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2011年12月31日)
未経過リース料期末残高相当額	
1年内	119
1年超	111
合計	231

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

(3)支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)
支払リース料	247
減価償却費相当額	247

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2011年12月31日)	当連結会計年度 (2012年12月31日)
1年内	1,076	1,310
1年超	4,558	5,011
合計	5,635	6,322

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループ(当社及び連結子会社)は、資金運用については安全で流動性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、金融機関からの借入または社債等の資本市場から、安定的で低コストの調達を行う方針であります。デリバティブは、事業活動上生じる為替変動リスク、金利変動リスク、商品の価格変動リスク等の市場リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式です。非上場株式等を除き、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、適宜、時価の状況及び事業上の必要性の検討を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金や社債は、流動性リスクに晒されておりますが、資金調達手段の多様化、各金融機関からのコミットメントラインの取得、直接調達と間接調達そして短期と長期の適切なバランスなどにより、当該リスクを管理しております。また、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従っており、定期的に取り残高及び損益状況についてトップマネジメントに報告されております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関に限定して取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（注2参照）。

前連結会計年度（2011年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	98,789	98,789	-
(2) 受取手形及び売掛金	233,675	233,675	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
関係会社株式	749	2,862	2,112
其他有価証券	139,215	139,215	-
(4) 支払手形及び買掛金	112,448	112,448	-
(5) 短期借入金	28,894	28,894	-
(6) コマーシャル・ペーパー	13,369	13,369	-
(7) 社債(*1)	132,093	135,756	3,663
(8) 新株予約権付社債(*2)	100,000	99,359	640
(9) 長期借入金(*3)	203,144	206,596	3,452
(10) デリバティブ取引(*4)	(219)	(219)	-

(*1)社債には1年内償還予定の社債を含んでおります。

(*2)新株予約権付社債には1年内償還予定の新株予約権付社債を含んでおります。

(*3)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(*4)デリバティブ取引によって生じた債権債務を純額で表示しており、負債となる項目については()で表示しております。

当連結会計年度（2012年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	100,461	100,461	-
(2) 受取手形及び売掛金	249,572	249,572	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
関係会社株式	368	2,993	2,625
其他有価証券	177,548	177,548	-
(4) 支払手形及び買掛金	118,893	118,893	-
(5) 短期借入金	32,045	32,045	-
(6) コマーシャル・ペーパー	11,862	11,862	-
(7) 社債(*1)	112,294	115,352	3,058
(8) 新株予約権付社債	50,000	49,766	234
(9) 長期借入金(*2)	326,780	330,718	3,937
(10) デリバティブ取引(*3)	(5,920)	(5,920)	-

(*1)社債には1年内償還予定の社債を含んでおります。

(*2)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(*3)デリバティブ取引によって生じた債権債務を純額で表示しており、負債となる項目については()で表示しております。

注1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに(6) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債、及び(8) 新株予約権付社債

これらの時価は、市場価格に基づいております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入をおこなった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。ただし、変動金利による長期借入金は一定期間ごとに金利の更改が行われているため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

(10) デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

注2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2011年12月31日)	当連結会計年度 (2012年12月31日)
関係会社株式 非上場株式	31,307	36,164
その他有価証券 非上場株式	2,076	2,115

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2011年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	98,789	-	-	-
受取手形及び売掛金	233,675	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 国債・地方債等	2	2	-	-
(2) 社債	-	50	-	-
(3) その他	25,000	-	-	-
合計	357,467	52	-	-

当連結会計年度(2012年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	100,461	-	-	-
受取手形及び売掛金	249,572	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 国債・地方債等	2	0	-	-
(2) 社債	50	-	-	-
(3) その他	20,300	-	-	-
合計	370,385	0	-	-

4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2011年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	91,822	54,881	36,941
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	91,822	54,881	36,941
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	21,883	32,161	10,278
	(2) 債券	54	54	-
	(3) その他	25,454	25,454	-
	小計	47,392	57,671	10,278
合計		139,215	112,553	26,662

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 2,076百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

当連結会計年度(2012年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	138,088	63,214	74,874
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	138,088	63,214	74,874
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	18,231	22,030	3,798
	(2) 債券	52	52	-
	(3) その他	21,175	21,175	-
	小計	39,459	43,258	3,798
合計		177,548	106,472	71,075

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 2,115百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	2,229	574	522
(2) 債券	0	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	2,229	574	522

当連結会計年度(自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	2,503	775	192
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	2,503	775	192

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2011年12月31日)

区分	対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	通貨	為替予約取引				
		売建	3,719	322	3,736	16
		買建	16,196	149	15,593	603
		オプション取引				
		買建				
		ブット	302	-		
			(5)	(-)	3	1
		売建				
		コール	302	-		
			(3)	(-)	3	0
	スワップ取引					
	受取日本円・ 支払米ドル	19,091	-	321	321	
合計						942

注 1 時価の算定方法

為替予約取引については先物相場を使用しております。

通貨オプション取引及び通貨スワップ取引については契約を締結している金融機関から提示された価格等によっております。

2 契約額等のうち、()内は内書きで、通貨オプション取引のオプション料です。

当連結会計年度(2012年12月31日)

区分	対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	通貨	為替予約取引				
		売建	15,131	-	15,263	131
		買建	11,333	-	11,701	367
		オプション取引				
		買建				
		ブット	949	-		
			(19)	(-)	10	9
		売建				
		コール	949	-		
			(10)	(-)	9	0
	スワップ取引					
	受取日本円・ 支払米ドル	27,886	-	2,396	2,396	
	受取日本円・ 支払ユーロ	14,361	-	1,747	1,747	
合計						3,915

注 1 時価の算定方法

為替予約取引については先物相場を使用しております。

通貨オプション取引及び通貨スワップ取引については契約を締結している金融機関から提示された価格等によっております。

2 契約額等のうち、()内は内書きで、通貨オプション取引のオプション料です。

(2) 金利関連

前連結会計年度(2011年12月31日)

区分	対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利	スワップ取引				
		受取固定・ 支払変動	12,464	346	639	639
		受取変動・ 支払固定	30,933	30,933	1,920	1,920
		キャップ取引 買建	7,963 (17)	- (-)	4	12
		フロアー取引 買建	2,014 (32)	2,014 (16)	58	25
		売建	2,014 (37)	2,014 (18)	58	20
		合計				

注 1 時価の算定方法

契約を締結している金融機関から提示された価格等によっております。

2 契約額等のうち、()内は内書きで、金利キャップ取引、金利フロアー取引のオプション料です。

当連結会計年度(2012年12月31日)

区分	対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利	スワップ取引				
		受取固定・ 支払変動	131	-	21	21
		受取変動・ 支払固定	38,029	35,856	2,745	2,745
		キャップ取引 買建	2,867 (7)	- (-)	0	6
		フロアー取引 買建	2,294 (146)	- (-)	0	145
		売建	2,294 (146)	- (-)	0	145
		合計				

注 1 時価の算定方法

契約を締結している金融機関から提示された価格等によっております。

2 契約額等のうち、()内は内書きで、金利キャップ取引、金利フロアー取引のオプション料です。

(3) 商品関連

前連結会計年度(2011年12月31日)

区分	対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	燃料	スワップ取引				
		受取変動・支払固定	1,338	466	25	25
	金属	オプション取引 買建コール/ 売建プット	2,274 (11)	- (-)	98	87
スワップ取引 受取変動・支払固定		661	-	85	85	
合計						27

注 1 時価の算定方法

契約を締結している取引先から提示された価格等によっております。

2 契約額等のうち、()内は内書きで、オプション料です。

当連結会計年度(2012年12月31日)

区分	対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	燃料	スワップ取引				
		受取変動・支払固定	3,691	-	188	188
		オプション取引 買建コール/ 売建プット	262 (-)	- (-)	26	26
合計					214	

注 1 時価の算定方法

契約を締結している取引先から提示された価格等によっております。

2 契約額等のうち、()内は内書きで、オプション料です。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2011年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の振当 処理	為替予約取引 売建	売掛金	133	-	(注2)
	為替予約取引 買建	買掛金	63	-	(注2)
ヘッジ対象に係わる 損益を認識する 方法	通貨金利スワップ取引 受取日本円固定・ 支払米ドル変動	社債	3,233	-	1,842
合計					1,842

注1 時価の算定方法

為替予約取引については先物相場を使用しております。

通貨金利スワップ取引については契約を締結している金融機関から提示された価格等によっております。

注2 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2012年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
ヘッジ対象に係わる 損益を認識する 方法	為替予約取引 売建	売掛金	636	-	35
	為替予約取引 買建	買掛金	98	-	1
	通貨金利スワップ取引 受取日本円固定・ 支払米ドル変動	社債	2,541	-	30
合計					64

注1 時価の算定方法

為替予約取引については先物相場を使用しております。

通貨金利スワップ取引については契約を締結している金融機関から提示された価格等によっております。

(2)金利関連
前連結会計年度(2011年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払 固定	長期借入金	38,029	38,000	(注 2)
合計					-

注 1 時価の算定方法

契約を締結している金融機関より提示された価格等によっております。

注 2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2012年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払 固定	長期借入金	38,000	38,000	(注 2)
合計					-

注 1 時価の算定方法

契約を締結している金融機関より提示された価格等によっております。

注 2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(3)商品関連
前連結会計年度(2011年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	燃料スワップ取引 受取変動・支払 固定	燃料予定取引	9,443	2,789	142
合計					142

注 1 時価の算定方法

契約を締結している取引先から提示された価格等によっております。

当連結会計年度(2012年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	燃料スワップ取引 受取変動・支払 固定	燃料予定取引	4,885	527	576
合計					576

注 1 時価の算定方法

契約を締結している取引先から提示された価格等によっております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社、国内連結子会社及び一部の海外子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

一部の国内連結子会社では、総合型厚生年金基金制度、中小企業退職金共済制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (2011年12月31日) (百万円)	当連結会計年度 (2012年12月31日) (百万円)
イ 退職給付債務	331,070	363,057
ロ 年金資産	189,073	236,652
ハ 退職給付引当金	58,591	59,681
ニ 前払年金費用	473	783
差引(イ+ロ+ハ+ニ)	83,879	67,506
(差引分内訳)		
ホ 未認識数理計算上の差異	99,655	81,472
ヘ 未認識過去勤務債務(債務の減額)	15,775	13,965
(ホ+ヘ)	83,879	67,506

前連結会計年度
(2011年12月31日)

当連結会計年度
(2012年12月31日)

注1 一部の連結子会社は厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

注1 同左

2 従業員数300人未満の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、主に簡便法を採用しております。

2 同左

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日) (百万円)
イ 勤務費用(注1, 2)	8,170	10,087
ロ 利息費用	8,497	7,281
ハ 期待運用収益	5,406	5,707
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	6,391	10,290
ホ 過去勤務債務の費用処理額	1,427	1,444
ヘ 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	16,225	20,507

前連結会計年度
(自2011年1月1日
至2011年12月31日)

当連結会計年度
(自2012年1月1日
至2012年12月31日)

注1 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しています。

注1 同左

2 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ 勤務費用」に計上しております。

2 同左

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

前連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)	当連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)
主として1.7%	主として1.7%

(3) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)	当連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)
主として2.8%	主として2.8%

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

主として13年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数の定額法により発生年度から償却することとしております。）

(5) 数理計算上の差異の処理年数

主として13年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数の定額法により発生年度の翌連結会計年度から償却することとしております。）

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2006年4月 ストック・オプション	2006年6月 ストック・オプション	2007年7月 ストック・オプション (株式報酬型)
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名 当社執行役員 25名 当社従業員 7名 当社連結子会社取締役 2名	当社連結子会社取締役 2名 当社連結子会社従業員 1名	当社取締役 4名 当社執行役員 22名
ストック・オプション数 (注1)	普通株式 625,000株	普通株式 15,000株	普通株式 266,000株
付与日	2006年4月28日	2006年6月1日	2007年7月2日
権利確定条件	付与日(2006年4月28日)以降、権利確定日(2008年5月31日)まで継続して勤務していること	付与日(2006年6月1日)以降、権利確定日(2008年5月31日)まで継続して勤務していること	(注2)
対象勤務期間	2年2ヶ月間(自2006年4月28日至2008年5月31日)	2年間(自2006年6月1日至2008年5月31日)	定めはありません
権利行使期間	4年間(自2008年6月1日至2012年5月31日)	4年間(自2008年6月1日至2012年5月31日)	30年間(自2007年7月3日至2037年7月2日) (注2)

	2007年7月 ストック・オプション (通常型)	2008年7月 ストック・オプション (株式報酬型)	2008年7月 ストック・オプション (通常型)
付与対象者の区分及び数	当社従業員 9名 当社連結子会社取締役 3名 当社連結子会社従業員 1名	当社取締役 4名 当社執行役員 22名	当社従業員 12名 当社連結子会社取締役 1名 当社連結子会社従業員 1名
ストック・オプション数 (注1)	普通株式 65,000株	普通株式 265,000株	普通株式 70,000株
付与日	2007年7月2日	2008年7月1日	2008年7月1日
権利確定条件	付与日(2007年7月2日)以降、権利確定日(2009年7月1日)まで継続して勤務していること	(注2)	付与日(2008年7月1日)以降、権利確定日(2010年6月30日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2年間(自2007年7月2日至2009年7月1日)	定めはありません	2年間(自2008年7月1日至2010年6月30日)
権利行使期間	4年間(自2009年7月2日至2013年7月1日)	30年間(自2008年7月2日至2038年7月1日) (注2)	4年間(自2010年7月1日至2014年6月30日)

	2009年7月 ストック・オプション (株式報酬型)	2009年7月 ストック・オプション (通常型)	2010年7月 ストック・オプション (株式報酬型)
付与対象者の区分及び数	当社取締役4名 当社執行役員20名	当社従業員14名 当社連結子会社取締役1名 当社連結子会社従業員1名	当社取締役4名 当社執行役員21名
ストック・オプション数 (注1)	普通株式 647,000株	普通株式 80,000株	普通株式 432,000株
付与日	2009年7月1日	2009年7月1日	2010年7月1日
権利確定条件	(注2)	付与日(2009年7月1日)以降、権利確定日(2011年6月30日)まで継続して勤務していること	(注2)
対象勤務期間	定めはありません	2年間(自2009年7月1日 至2011年6月30日)	定めはありません
権利行使期間	30年間(自2009年7月2日 至2039年7月1日) (注2)	4年間(自2011年7月1日 至2015年6月30日)	30年間(自2010年7月2日 至2040年7月1日) (注2)

	2010年9月 ストック・オプション (通常型)	2011年3月 ストック・オプション (株式報酬型)	2011年7月 ストック・オプション (株式報酬型)
付与対象者の区分及び数	当社従業員35名 当社連結子会社取締役2名 当社連結子会社従業員6名	当社執行役員1名	当社取締役4名 当社執行役員20名
ストック・オプション数 (注1)	普通株式 205,000株	普通株式 31,000株	普通株式 430,000株
付与日	2010年9月1日	2011年3月1日	2011年7月1日
権利確定条件	付与日(2010年9月1日)以降、権利確定日(2013年8月31日)まで継続して勤務していること	(注2)	(注2)
対象勤務期間	3年間(自2010年9月1日 至2013年8月31日)	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	6年間(自2013年9月1日 至2019年8月31日)	30年間(自2011年3月2日 至2041年3月1日) (注2)	30年間(自2011年7月2日 至2041年7月1日) (注2)

	2011年7月 ストック・オプション (通常型)	2012年7月 ストック・オプション (株式報酬型)	2012年7月 ストック・オプション (通常型)
付与対象者の区分及び数	当社従業員36名	当社取締役4名 当社執行役員19名	当社従業員68名
ストック・オプション数 (注1)	普通株式 176,000株	普通株式 1,020,000株	普通株式 308,000株
付与日	2011年7月1日	2012年7月2日	2012年7月2日
権利確定条件	付与日(2011年7月1日)以降、権利確定日(2014年6月30日)まで継続して勤務していること	(注2)	付与日(2012年7月2日)以降、権利確定日(2015年7月1日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	3年間(自2011年7月1日至2014年6月30日)	定めはありません	3年間(自2012年7月2日至2015年7月1日)
権利行使期間	6年間(自2014年7月1日至2020年6月30日)	30年間(自2012年7月3日至2042年7月2日) (注2)	6年間(自2015年7月2日至2021年7月1日)

注1 株式数に換算して記載しております。

注2 権利確定条件及び権利行使期間

新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り新株予約権を行使できる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2006年4月 ストック・オプション	2006年6月 ストック・オプション	2007年7月 ストック・オプション (株式報酬型)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	620,000	15,000	248,000
権利確定			
権利行使			8,000
失効	620,000	15,000	
未行使残			240,000

	2007年7月 ストック・オプション (通常型)	2008年7月 ストック・オプション (株式報酬型)	2008年7月 ストック・オプション (通常型)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	55,000	265,000	65,000
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残	55,000	265,000	65,000

	2009年7月 ストック・オプション (株式報酬型)	2009年7月 ストック・オプション (通常型)	2010年7月 ストック・オプション (株式報酬型)
権利確定前 (株) 前連結会計年度末 付与 失効 権利確定 未確定残			
権利確定後 (株) 前連結会計年度末 権利確定 権利行使 失効 未行使残	647,000	70,000	432,000
	647,000	70,000	432,000

	2010年9月 ストック・オプション (通常型)	2011年3月 ストック・オプション (株式報酬型)	2011年7月 ストック・オプション (株式報酬型)
権利確定前 (株) 前連結会計年度末 付与 失効 権利確定 未確定残	201,000		
	4,000		
	197,000		
権利確定後 (株) 前連結会計年度末 権利確定 権利行使 失効 未行使残		31,000	430,000
		31,000	430,000

	2011年7月 ストック・オプション (通常型)	2012年7月 ストック・オプション (株式報酬型)	2012年7月 ストック・オプション (通常型)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	176,000		
付与		1,020,000	308,000
失効			
権利確定		1,020,000	
未確定残	176,000		308,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末			
権利確定		1,020,000	
権利行使			
失効			
未行使残		1,020,000	

単価情報

	2006年4月 ストック・オプション	2006年6月 ストック・オプション	2007年7月 ストック・オプション (株式報酬型)
権利行使価格 (円)	1,757	1,779	1
行使時平均株価 (円)			551
公正な評価単価(付与日)(円)		249	1,446

	2007年7月 ストック・オプション (通常型)	2008年7月 ストック・オプション (株式報酬型)	2008年7月 ストック・オプション (通常型)
権利行使価格 (円)	1,732	1	1,391
行使時平均株価 (円)			
公正な評価単価(付与日)(円)	340	1,006	221

	2009年7月 ストック・オプション (株式報酬型)	2009年7月 ストック・オプション (通常型)	2010年7月 ストック・オプション (株式報酬型)
権利行使価格 (円)	1	776	1
行使時平均株価 (円)			
公正な評価単価(付与日)(円)	487	201	620

	2010年9月 ストック・オプション (通常型)	2011年3月 ストック・オプション (株式報酬型)	2011年7月 ストック・オプション (株式報酬型)
権利行使価格 (円)	862	1	1
行使時平均株価 (円)			
公正な評価単価(付与日)(円)	240	945	620

	2011年7月 ストック・オプション (通常型)	2012年7月 ストック・オプション (株式報酬型)	2012年7月 ストック・オプション (通常型)
権利行使価格 (円)	964	1	562
行使時平均株価 (円)			
公正な評価単価(付与日)(円)	256	253	108

2 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2012年7月Stock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
 (2) 主な基礎数値及び見積方法

	2012年7月 Stock・オプション (株式報酬型)	2012年7月 Stock・オプション (通常型)
株価変動性(注1)	38%	40%
予想残存期間(注2)	15年	6年
予想配当(注3)	26円/株	26円/株
無リスク利率(注4)	1.34%	0.31%

注 1 株式報酬型Stock・オプションは15年間(1997年7月から2012年7月まで)、また通常型Stock・オプションは6年間(2006年7月から2012年7月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 2011年12月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

3 Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4 連結財務諸表への影響額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)	当連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)
Stock・オプション制度 による株式報酬費用	323	294

なお、上記費用は連結損益計算書の売上原価及び販売費及び一般管理費に含まれております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2011年12月31日)	当連結会計年度 (2012年12月31日)
繰延税金資産		
投資有価証券評価損	50,979百万円	61,450百万円
退職給付引当金	40,198	42,210
減価償却費損金算入限度超過額	9,988	8,744
減損損失	6,835	8,395
賞与引当金	2,421	2,214
貸倒引当金損金算入限度超過額	984	1,142
定期修繕引当金	1,380	814
事業構造改善引当金	3,490	769
繰越欠損金	63,749	94,272
その他	30,187	33,400
繰延税金資産小計	210,215	253,414
評価性引当額	111,558	165,312
繰延税金資産合計	98,656	88,102
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	9,332	24,951
退職給付信託設定益	12,779	12,837
減価償却費	10,345	8,776
固定資産圧縮積立金	7,792	7,301
その他	20,983	10,356
繰延税金負債合計	61,233	64,222
繰延税金資産の純額	37,423	23,880

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2011年12月31日)	当連結会計年度 (2012年12月31日)
法定実効税率	40.4%	40.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.2	2.4
在外子会社の税率差異	9.7	29.8
評価性引当額	-	20.9
税制改正による国内会社の税率変更	3.0	-
その他	1.4	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.2	30.7

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、製品・サービス別に「ガラス」、「電子」及び「化学品」の3カンパニーを置き、各カンパニーは、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、グローバルに事業活動を展開しております。したがって、当社は、「ガラス」、「電子」及び「化学品」の3つを報告セグメントとしております。なお、各報告セグメントに属する主要な製品の種類は、以下のとおりです。

報告セグメント	主要製品
ガラス	フロート板ガラス、型板ガラス、網入り磨板ガラス、Low-E（低放射）ガラス、建築用加工ガラス（断熱・遮熱複層ガラス、安全ガラス、防・耐火ガラス、防犯ガラス等）、自動車用強化ガラス、自動車用合わせガラス、ソーラー用ガラス、産業用加工ガラス、装飾ガラス等
電子	表示デバイス用ガラス基板、ディスプレイ用特殊ガラス、ディスプレイ用周辺部材、光学薄膜製品、オプトエレクトロニクス用部材、合成石英製品、ガラスフリット・ペースト、半導体製造装置用部材、照明用製品等
化学品	塩化ビニル原料、苛性ソーダ、ウレタン原料、ガス、溶剤、フッ素樹脂、撥水撥油剤、医薬中間体・原体、ヨウ素製品、電池材料等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は営業利益であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は、主に市場価格や製造原価に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸 表計上額
	ガラス	電子	化学品				
売上高							
外部顧客への売上高	553,339	385,041	245,056	31,235	1,214,672	-	1,214,672
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,084	1,470	3,516	52,679	58,751	(58,751)	-
計	554,423	386,512	248,573	83,915	1,273,424	(58,751)	1,214,672
セグメント利益	9,855	133,502	18,083	3,969	165,409	253	165,663
セグメント資産	620,016	665,579	256,568	214,452	1,756,618	(65,062)	1,691,556
その他の項目							
減価償却費	40,731	52,065	16,394	1,076	110,267	(211)	110,056
持分法適用会社への投資額	17,236	1,102	2,621	723	21,684	-	21,684
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	50,367	80,240	19,489	2,608	152,705	-	152,705

注 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、セラミックス製品等を含んでおります。

2 調整額は下記のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額253百万円には、セグメント間取引に係るたな卸資産の調整額等が含まれております。
- (2) 資産のうち、調整額に含めた全社資産の金額は、202,844百万円であります。その主なものは、親会社での余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）等であります。

当連結会計年度(自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸 表計上額
	ガラス	電子	化学品				
売上高							
外部顧客への売上高	562,140	341,412	254,086	32,316	1,189,956	-	1,189,956
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,464	2,690	3,180	54,688	63,024	(63,024)	-
計	564,605	344,102	257,267	87,005	1,252,981	(63,024)	1,189,956
セグメント利益又は損失()	4,000	81,285	14,509	1,506	93,300	(354)	92,945
セグメント資産	716,579	758,943	294,678	194,833	1,965,034	(65,661)	1,899,373

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸 表計上額
	ガラス	電子	化学品				
その他の項目							
減価償却費	42,514	56,471	17,882	1,200	118,069	(212)	117,856
持分法適用会社への投資額	22,326	1,282	1,271	1,018	25,899	-	25,899
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	58,389	62,566	32,889	1,932	155,776	(442)	155,334

注 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、セラミックス製品等を含んでおります。

2 調整額は下記のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額 354百万円には、セグメント間取引に係るたな卸資産の調整額等が含まれております。

(2) 資産のうち、調整額に含めた全社資産の金額は、209,810百万円であります。その主なものは、親会社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)等であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2011年1月1日 至 2011年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	韓国	台湾	その他	合計
409,496	135,650	121,717	547,807	1,214,672

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	台湾	韓国	その他	合計
364,339	122,308	84,788	271,126	842,563

(注) 有形固定資産の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2012年1月1日 至 2012年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	台湾	その他	合計
413,411	129,914	646,631	1,189,956

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	台湾	韓国	その他	合計
339,395	147,968	110,989	359,308	957,661

(注) 有形固定資産の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前連結会計年度(自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)

(単位:百万円)

	ガラス	電子	化学品	その他	全社・消去	合計
減損損失	464	264	-	-	-	729

当連結会計年度(自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)

(単位:百万円)

	ガラス	電子	化学品	その他	全社・消去	合計
減損損失	6,824	3,164	439	1,683	-	12,112

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前連結会計年度(自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	ガラス	電子	化学品				
当期償却額	988	380	205	-	1,573	-	1,573
当期末残高	8,567	5,555	1,598	-	15,721	-	15,721

当連結会計年度(自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	ガラス	電子	化学品				
当期償却額	1,177	366	319	-	1,863	-	1,863
当期末残高	19,809	5,720	1,392	-	26,922	-	26,922

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前連結会計年度(自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)		当連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	
1株当たり純資産額	698.51円	1株当たり純資産額	815.04円
1株当たり当期純利益金額	81.90円	1株当たり当期純利益金額	37.88円
潜在株式調整後		潜在株式調整後	
1株当たり当期純利益金額	75.88円	1株当たり当期純利益金額	35.12円

注 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)	当連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	95,290	43,790
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	95,290	43,790
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,163,484	1,155,879
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	1	1
普通株式増加数(千株)	92,354	91,118
(うち、新株予約権付社債)(千株)	(90,400)	(88,323)
(うち、新株予約権方式による ストック・オプション)(千株)	(1,954)	(2,794)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	新株予約権方式によるストック・ オプション (新株予約権の数931個)	新株予約権方式によるストック・ オプション (新株予約権の数871個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (年)(%)	担保	償還期限
旭硝子㈱ (当社)(注1)	第7回社債	2002年 10月17日	15,000 (15,000)	-	1.28	なし	2012年 10月17日
旭硝子㈱ (当社)(注1)	第8回社債	2003年 6月3日	20,000	20,000 (20,000)	0.67	なし	2013年 6月3日
旭硝子㈱ (当社)(注1)	第10回社債	2007年 9月13日	19,999 (19,999)	-	1.35	なし	2012年 9月13日
旭硝子㈱ (当社)	第11回社債	2009年 1月29日	40,000	40,000	1.28	なし	2014年 1月29日
旭硝子㈱ (当社)	第12回社債	2009年 1月29日	30,000	30,000	1.94	なし	2019年 1月29日
旭硝子㈱ (当社)(注1)	2012年満期ユーロ 円建転換社債型新 株予約権付社債	2009年 12月14日	50,000 (50,000)	-	-	なし	2012年 11月14日
旭硝子㈱ (当社)(注4)	2014年満期ユーロ 円建転換社債型新 株予約権付社債	2009年 12月14日	50,000	50,000	-	なし	2014年 11月14日
旭硝子㈱ (当社)	第13回社債	2012年 12月20日	-	20,000	0.31	なし	2017年 12月20日
(注1, 2, 3)	子会社普通社債	2005年 6月20日 ~ 2009年 3月18日	7,093 (5,079) 〔5,000百万円〕 〔20百万ユーロ〕	2,294 〔20百万ユーロ〕	0.58~1.82	なし	2012年 6月20日 ~ 2014年 3月18日
合計(注1)	-	-	232,093 (90,078)	162,294 (20,000)	-	-	-

注 1 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

- 2 当該社債は、外国において発行したものを含むため「当期首残高」及び「当期末残高」欄に外貨建の金額を〔付記〕しております。
- 3 在外子会社AGCガラス・ヨーロッパ及びAGCキャピタルが発行しているものを集約しております。
- 4 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	2014年満期ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	1,094.3
発行価額の総額(百万円)	50,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(百万円)	
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 2009年12月28日 至 2014年10月31日

- () 本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面と同額とする。

5 連結決算日以降5年以内における1年毎の返済予定額の総額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
20,000	92,294	-	-	20,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	28,894	32,045	1.6	-
1年以内に返済予定の長期借入金	18,658	37,096	1.2	-
1年以内に返済予定のリース債務	887	2,417	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	184,485	289,683	1.1	2014年 ~2030年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,908	5,446	-	2014年 ~2029年
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー(1年以内)	13,369	11,862	0.5	-
合計	251,204	378,549	-	-

注 1 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定総額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	16,220	37,397	18,436	29,163
リース債務	994	804	765	485

- 2 「平均利率」の利率を算定する際の利率及び残高は期末現在のものを使用しております。
- 3 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	285,376	583,275	877,518	1,189,956
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	24,636	46,338	66,669	68,970
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	17,749	31,073	44,867	43,790
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	15.36	26.88	38.82	37.88

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 損失()金額(円)	15.36	11.53	11.93	0.93

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2011年12月31日)	当事業年度 (2012年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	32,147	11,985
受取手形	1 4,651	1 7,358
売掛金	1 104,631	1 113,321
有価証券	25,000	20,000
商品及び製品	26,034	25,224
仕掛品	27,609	24,549
原材料及び貯蔵品	22,060	21,285
前払費用	1,836	1,912
繰延税金資産	8,690	4,363
短期貸付金	1 70,757	1 87,842
未収入金	1 20,417	1 19,927
未収還付法人税等	2,678	8,213
その他	4,650	5,056
貸倒引当金	2	70
流動資産合計	351,162	350,969
固定資産		
有形固定資産		
建物	172,982	174,031
減価償却累計額	98,613	100,552
建物（純額）	74,369	73,479
構築物	70,054	72,824
減価償却累計額	51,869	52,943
構築物（純額）	18,184	19,881
機械及び装置	583,131	600,274
減価償却累計額	446,121	453,982
機械及び装置（純額）	137,010	146,292
車両運搬具	1,078	1,126
減価償却累計額	868	930
車両運搬具（純額）	209	196
工具、器具及び備品	54,334	55,460
減価償却累計額	48,221	49,068
工具、器具及び備品（純額）	6,113	6,392
土地	29,571	29,146
リース資産	8,171	8,297
減価償却累計額	2,765	2,479
リース資産（純額）	5,405	5,818
建設仮勘定	31,544	24,818
有形固定資産合計	302,407	2 306,024
無形固定資産		
工業所有権	1,957	996
ソフトウェア	6,317	7,934
その他	288	201
無形固定資産合計	8,563	9,131

(単位：百万円)

	前事業年度 (2011年12月31日)	当事業年度 (2012年12月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	114,881	157,517
関係会社株式	268,432	262,466
関係会社出資金	33,683	52,459
関係会社長期貸付金	3,711	10,014
破産更生債権等	4,364	4,288
長期前払費用	510	1,461
繰延税金資産	17,969	2,898
その他	3,137	3,080
貸倒引当金	1,994	2,713
投資その他の資産合計	444,696	491,471
固定資産合計	755,667	806,627
資産合計	1,106,829	1,157,597
負債の部		
流動負債		
買掛金	83,802	95,920
短期借入金	375	35,000
1年内償還予定の社債	34,999	20,000
1年内償還予定の新株予約権付社債	50,000	-
未払金	37,720	26,239
未払費用	3,795	3,945
前受金	74	349
預り金	17,001	36,989
賞与引当金	4,521	4,390
役員賞与引当金	93	84
定期修繕引当金	3,280	2,154
事業構造改善引当金	1,274	4
その他	1,392	3,385
流動負債合計	238,329	228,464
固定負債		
社債	90,000	90,000
新株予約権付社債	50,000	50,000
長期借入金	150,000	218,000
退職給付引当金	32,446	31,236
債務保証損失引当金	8,254	41
事業構造改善引当金	552	552
その他	8,410	8,082
固定負債合計	339,663	397,912
負債合計	577,993	626,376

(単位：百万円)

	前事業年度 (2011年12月31日)	当事業年度 (2012年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,873	90,873
資本剰余金		
資本準備金	91,164	91,164
資本剰余金合計	91,164	91,164
利益剰余金		
利益準備金	22,618	22,618
その他利益剰余金		
特別償却準備金	169	109
特定災害防止準備金	37	-
固定資産圧縮積立金	13,526	12,687
別途積立金	251,000	276,000
繰越利益剰余金	70,129	19,552
利益剰余金合計	357,481	330,967
自己株式	29,888	30,076
株主資本合計	509,631	482,928
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17,621	46,429
評価・換算差額等合計	17,621	46,429
新株予約権	1,584	1,862
純資産合計	528,836	531,220
負債純資産合計	1,106,829	1,157,597

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)	当事業年度 (自 2012年 1月 1日 至 2012年12月31日)
売上高	1 560,474	1 543,103
売上原価		
製品期首たな卸高	22,422	27,348
当期製品仕入高	1 172,783	1 173,523
当期製品製造原価	1 213,205	1 234,868
製品期末たな卸高	27,348	26,837
たな卸資産評価損	2,381	1,075
売上原価	383,444	407,828
売上総利益	177,030	135,275
販売費及び一般管理費	2, 3 113,746	2, 3 116,994
営業利益	63,283	18,280
営業外収益		
受取利息	443	602
受取配当金	1 27,966	1 18,923
その他	1,065	2,830
営業外収益合計	29,475	22,356
営業外費用		
支払利息	1,991	2,829
社債利息	1,982	1,573
為替差損	690	-
その他	859	1,264
営業外費用合計	5,524	5,667
経常利益	87,233	34,970
特別利益		
固定資産売却益	320	-
投資有価証券売却益	66	382
関係会社株式売却益	-	1,035
貸倒引当金戻入額	-	100
債務保証損失引当金戻入額	2,711	8,212
特別修繕引当金戻入額	4,268	-
特別利益合計	7,367	9,730
特別損失		
固定資産売却損	-	187
固定資産除却損	2,745	5,553
減損損失	-	4 2,973
災害による損失	5,090	-
投資有価証券評価損	410	-
関係会社株式評価損	143	25,784
債務保証損失引当金繰入額	1,945	-
貸倒引当金繰入額	581	641
事業構造改善費用	5,454	377
環境対策費	778	327
競争法関連損失	2,359	-
特別損失合計	19,507	35,845
税引前当期純利益	75,094	8,855
法人税、住民税及び事業税	16,435	1,225

	前事業年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)	当事業年度 (自 2012年 1月 1日 至 2012年12月31日)
法人税等調整額	4,878	4,086
法人税等合計	21,313	5,311
当期純利益	53,780	3,543

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)		当事業年度 (自 2012年 1月 1日 至 2012年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
原材料費	(注3)	119,396	55.4	123,725	53.7
労務費		32,366	15.0	32,323	14.0
経費		63,672	29.6	74,491	32.3
1 減価償却費		27,245		29,695	
2 外注加工費		24,337		24,157	
3 その他		12,089		20,639	
当期総製造費用計		215,435	100.0	230,539	100.0
仕掛品期首たな卸高		26,959		27,609	
他勘定振替高		1,581		1,270	
仕掛品期末たな卸高		27,609		24,549	
差引当期製品製造原価		213,205		234,868	

注 1 製造原価には次の引当金繰入額が含まれております。

	前事業年度	当事業年度
賞与引当金繰入額	1,453百万円	1,384百万円
定期修繕引当金繰入額	3,280百万円	2,154百万円
退職給付引当金繰入額	5,466百万円	6,586百万円

- 2 当社の原価計算は、ガラス、電子及び化学品等の各事業単位毎に、それぞれの実態に応じた工程別累加法による総合原価計算を採用しております。
- 3 他勘定振替高は当期末仕掛品評価減によるものであります。

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)	当事業年度 (自 2012年 1月 1日 至 2012年12月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	90,873	90,873
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	90,873	90,873
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	91,164	91,164
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	91,164	91,164
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	22,618	22,618
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	22,618	22,618
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
当期首残高	225	169
当期変動額		
特別償却準備金の積立	4	-
特別償却準備金の取崩	60	60
当期変動額合計	55	60
当期末残高	169	109
特定災害防止準備金		
当期首残高	36	37
当期変動額		
特定災害防止準備金の積立	1	-
特定災害防止準備金の取崩	-	37
当期変動額合計	1	37
当期末残高	37	-
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	14,131	13,526
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の積立	1,150	-
固定資産圧縮積立金の取崩	1,754	839
当期変動額合計	604	839
当期末残高	13,526	12,687
別途積立金		
当期首残高	219,000	251,000
当期変動額		
別途積立金の積立	32,000	25,000
当期変動額合計	32,000	25,000
当期末残高	251,000	276,000

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)	当事業年度 (自 2012年 1月 1日 至 2012年12月31日)
繰越利益剰余金		
当期首残高	79,200	70,129
当期変動額		
特別償却準備金の積立	4	-
特別償却準備金の取崩	60	60
特定災害防止準備金の積立	1	-
特定災害防止準備金の取崩	-	37
固定資産圧縮積立金の積立	1,150	-
固定資産圧縮積立金の取崩	1,754	839
別途積立金の積立	32,000	25,000
剰余金の配当	31,507	30,054
当期純利益	53,780	3,543
自己株式の処分	1	3
当期変動額合計	9,070	50,577
当期末残高	70,129	19,552
自己株式		
当期首残高	21,666	29,888
当期変動額		
自己株式の取得	8,262	214
自己株式の処分	41	25
当期変動額合計	8,221	188
当期末残高	29,888	30,076
株主資本合計		
当期首残高	495,581	509,631
当期変動額		
剰余金の配当	31,507	30,054
当期純利益	53,780	3,543
自己株式の取得	8,262	214
自己株式の処分	39	21
当期変動額合計	14,049	26,703
当期末残高	509,631	482,928
評価・換算差額等		
 その他有価証券評価差額金		
当期首残高	36,037	17,621
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,416	28,808
当期変動額合計	18,416	28,808
当期末残高	17,621	46,429
新株予約権		
当期首残高	1,276	1,584
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	307	278
当期変動額合計	307	278
当期末残高	1,584	1,862

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)	当事業年度 (自 2012年 1月 1日 至 2012年12月31日)
純資産合計		
当期首残高	532,896	528,836
当期変動額		
剰余金の配当	31,507	30,054
当期純利益	53,780	3,543
自己株式の取得	8,262	214
自己株式の処分	39	21
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	18,108	29,086
当期変動額合計	4,059	2,383
当期末残高	528,836	531,220

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の次回の賞与支給に備えて、次回支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の次回の賞与支給に備えて、次回支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

(4) 定期修繕引当金

設備の定期的な点検や整備に備えて、次回定期点検の見積り費用と、次回定期点検までの稼働期間を勘案した金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により発生年度から償却しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により発生年度の翌事業年度から償却しております。

(6) 債務保証損失引当金

子会社等に対する保証債務の履行による損失見込額相当額を計上しております。

(7) 事業構造改善引当金

事業構造改善のための退職優遇制度の拡充、一部の事業整理及び関係会社整理等により、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2009年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 2009年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記をした以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2011年12月31日)	当事業年度 (2012年12月31日)
資産の部：受取手形	1,383百万円	1,390百万円
売掛金	39,549	35,524
短期貸付金	70,735	77,820
未収入金	17,279	16,594
負債の部：買掛金	51,017	63,117
未払金	13,335	-
預り金	9	21,798

2 国庫補助金等による固定資産圧縮額

前事業年度(2011年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2012年12月31日)

国庫補助金等による圧縮記帳額は184百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は機械及び装置155百万円、工具、器具及び備品28百万円であります。

3 保証債務

次の会社の金融機関等借入に対して保証等を行っております。括弧内は保証予約等の金額で、内数であります。

	前事業年度 (2011年12月31日)		当事業年度 (2012年12月31日)
旭硝子ファインテクノ韓国	30,617百万円 (30,617)	AGCアメリカ	24,242百万円 (24,242)
AGCキャピタル	19,239 (5,000)	旭硝子ファインテクノ韓国	14,211 (14,211)
AGCディスプレイグラス・オチャ ン	14,300 (14,300)	旭硝子顕示玻璃(昆山)有限公司	14,010 (14,010)
旭硝子顕示玻璃(昆山)有限公司	12,500 (12,500)	旭硝子精細玻璃(深?)有限公司	13,772 (13,400)
AGCアメリカ	11,661 (11,661)	AGCキャピタル	12,146 (-)
その他29社及び従業員	78,751 (57,009)	その他32社及び従業員	61,721 (38,110)
計	167,068 (131,088)	計	140,103 (103,974)

(損益計算書関係)

1 関係会社との主な取引は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)	当事業年度 (自 2012年 1月 1日 至 2012年12月31日)
売上高	251,033百万円	204,430百万円
製品及び原材料仕入高	216,733	227,974
受取配当金	25,059	16,185

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度22%、当事業年度22%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度78%、当事業年度78%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)	当事業年度 (自 2012年 1月 1日 至 2012年12月31日)
運搬費及び保管費	25,818百万円	26,226百万円
給料及び手当	16,752	15,759
賞与引当金繰入額	2,005	1,927
退職給付引当金繰入額	4,413	5,400
減価償却費	4,398	4,523
研究開発費	39,085	41,426

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれている研究開発費は、下記の通りであります。

	前事業年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)	当事業年度 (自 2012年 1月 1日 至 2012年12月31日)
一般管理費	39,085百万円	41,426百万円

4 減損損失

当社は、原則として事業用資産についてはビジネス・ユニット、遊休資産については個別物件ごとに資産のグループ化を行っており、収益性や評価額が著しく低下した以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度において当該減少額を特別損失として2,973百万円計上しております。

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
電子用ガラス製造設備	京浜工場	機械及び装置、構築物等	1,147
	関西工場	機械及び装置、建物等	142
その他設備	千葉工場	機械及び装置、建物等	1,683

用途ごとの減損損失の内訳

電子用ガラス製造設備 1,289百万円

(内、機械及び装置1,199百万円、構築物41百万円、建物38百万円、その他9百万円)

その他設備 1,683百万円

(内、機械及び装置1,043百万円、建物491百万円、その他149百万円)

なお、回収可能価額は、事業用資産については主として使用価値、遊休資産については主として公示価格に基づく評価により測定しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを、主として6%で割り引いて算定しております。

なお、前事業年度については、該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式(注 1, 2)	19,722	11,081	38	30,766
合計	19,722	11,081	38	30,766

- 注 1 普通株式の自己株式の株式数の増加11,081千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加11,000千株及び単元未満株式の買取りによる増加81千株であります。
- 2 普通株式の自己株式の株式数の減少38千株は、単元未満株式の売渡しによる減少23千株及びストック・オプションの行使による減少15千株であります。

当事業年度(自 2012年 1月 1日 至 2012年12月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式(注 1, 2)	30,766	383	26	31,123
合計	30,766	383	26	31,123

- 注 1 普通株式の自己株式の株式数の増加383千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加336千株及び単元未満株式の買取りによる増加46千株であります。
- 2 普通株式の自己株式の株式数の減少26千株は、単元未満株式の売渡しによる減少18千株及びストック・オプションの行使による減少 8千株であります。

(リース取引関係)

(借主側)

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。なお、重要性が乏しくなったため、当事業年度より記載を省略しております。

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度(2011年12月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	471	389	81
その他	31	23	7
合計	502	413	88

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2)未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前事業年度 (2011年12月31日)
未経過リース料期末残高相当額	
1年内	58
1年超	30
合計	88

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3)支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)
支払リース料	127
減価償却費相当額	127

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (2011年12月31日)	当事業年度 (2012年12月31日)
1年内	250	250
1年超	1,693	1,442
合計	1,944	1,693

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
 前事業年度(2011年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	12,721	16,379	3,657
関連会社株式	348	2,862	2,513

当事業年度(2012年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	12,721	21,044	8,322
関連会社株式	348	2,993	2,644

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2011年12月31日)	当事業年度 (2012年12月31日)
子会社株式	248,321	243,353
関連会社株式	7,040	6,042

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2011年12月31日)	当事業年度 (2012年12月31日)
繰延税金資産		
投資有価証券及び関係会社株式評価損	50,969百万円	60,503百万円
退職給付引当金	33,698	33,039
減損損失	4,575	5,741
減価償却費損金算入限度超過額	6,313	5,541
短期貸付金	3,326	3,326
債務保証損失引当金	2,922	-
その他	11,711	8,470
繰延税金資産小計	113,514	116,620
評価性引当額	57,240	64,999
繰延税金資産合計	56,274	51,621
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	9,078	24,390
退職給付信託設定益	12,779	12,837
固定資産圧縮積立金	7,627	7,066
その他	130	66
繰延税金負債合計	29,614	44,359
繰延税金資産の純額	26,659	7,261

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2011年12月31日)	当事業年度 (2012年12月31日)
法定実効税率	40.4%	40.4%
(調整)		
受取配当等永久に益金に参入されない項目	14.8	83.9
試験研究費特別控除	4.2	14.3
評価性引当額	1.2	99.5
税制改正による税率変更	4.8	-
その他	3.4	18.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.4	60.0

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)		当事業年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	
1株当たり純資産額	456.12円	1株当たり純資産額	458.09円
1株当たり当期純利益金額	46.22円	1株当たり当期純利益金額	3.07円
潜在株式調整後		潜在株式調整後	
1株当たり当期純利益金額	42.83円	1株当たり当期純利益金額	2.84円

注 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2011年1月1日 至 2011年12月31日)	当事業年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	53,780	3,543
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	53,780	3,543
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,163,484	1,155,879
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	1	1
普通株式増加数(千株)	92,354	91,118
(うち、新株予約権付社債)(千株)	(90,400)	(88,323)
(うち、新株予約権方式による ストック・オプション)(千株)	(1,954)	(2,794)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	新株予約権方式によるストック・ オプション (新株予約権の数931個)	新株予約権方式によるストック・ オプション (新株予約権の数871個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)
		三菱地所(株)	22,714,072	46,541
三菱商事(株)	14,492,305	23,868		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	31,709,770	14,618		
トヨタ自動車(株)	3,500,000	14,017		
本田技研工業(株)	3,400,000	10,693		
スズキ(株)	2,970,000	6,658		
麒麟ホールディングス(株)	6,106,539	6,179		
三菱瓦斯化学(株)	9,670,163	5,076		
三菱重工業(株)	12,200,000	5,063		
三菱倉庫(株)	3,315,168	4,080		
日本カーバイド工業(株)	7,812,223	2,390		
大和ハウス工業(株)	1,084,168	1,603		
三菱マテリアル(株)	5,031,900	1,469		
明和産業(株)	3,849,100	1,420		
(株)三菱総合研究所	630,000	1,119		
ダイハツ工業(株)	585,000	1,000		
その他(117銘柄)	51,038,304	10,776		
計		180,108,712	156,578	

【債券】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	券面総額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)
		公社債(2銘柄)	52	52
計		52	52	

【その他】

有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表 計上額 (百万円)
		譲渡性預金		20,000
小計		20,000		
投資有価証券	その他有価証券	投資事業有限責任組合等への出資(3銘柄)	384	
		信託の受益権(1銘柄)	491	
		その他(2銘柄)	10	
小計		885		
計		20,885		

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末 減価償却 累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	172,982	4,199	3,150 (529)	174,031	100,552	3,902	73,479
構築物	70,054	3,586	816 (177)	72,824	52,943	1,625	19,881
機械及び装置	583,131	44,653	27,511 (2,243)	600,274	453,982	28,383	146,292
車両運搬具	1,078	64	16 (1)	1,126	930	75	196
工具、器具及び備品	54,334	3,175	2,048 (19)	55,460	49,068	2,565	6,392
土地	29,571	7	432	29,146	-	-	29,146
リース資産	8,171	1,498	1,372	8,297	2,479	886	5,818
建設仮勘定	31,544	63,833	70,559	24,818	-	-	24,818
有形固定資産計	950,868	121,020	105,908 (2,973)	965,980	659,955	37,439	306,024
無形固定資産							
工業所有権	-	-	-	26,905	25,909	962	996
ソフトウェア	-	-	-	34,460	26,526	2,827	7,934
その他	-	-	-	1,967	1,766	89	201
無形固定資産計	-	-	-	63,334	54,202	3,879	9,131
長期前払費用	-	-	-	4,197	2,735	305	1,461

注 1 当期増加の主なものは次のとおりであります。

機械及び装置 : 高砂工場 電子用ガラス製造設備
高砂工場 電子用ガラス製造設備更新

建設仮勘定 : 高砂工場 電子用ガラス製造設備更新

2 当期減少の主なものは次のとおりであります。

機械及び装置 : 京浜工場 電子用ガラス製造設備

3 無形固定資産および長期前払費用の金額は資産の総額の100分の1以下でありますので、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しました。

4 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1,996	887		100	2,784
賞与引当金	4,521	4,390	4,521		4,390
役員賞与引当金	93	84	93		84
定期修繕引当金	3,280	2,154	3,280		2,154
事業構造改善引当金	1,826		1,270		556
債務保証損失引当金	8,254			8,212	41

注 1 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、見積り回収不能額の減少に伴う戻入によるものであります。

2 債務保証損失引当金の「当期減少額(その他)」は、債務保証額減少等に伴う戻入によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ 現金及び預金

摘要	金額(百万円)
現金	7
銀行預金	11,978
定期預金	6,000
普通預金	5,950
その他	27
計	11,985

ロ 受取手形

(イ) 相手先別内訳

摘要	金額(百万円)
ダイハツ工業	1,416
A G C グラスプロダクツ	1,390
トヨタ自動車	1,345
尾池工業	751
日本ゴア	325
その他	2,128
計	7,358

(ロ) 期日別内訳

残高(百万円)	2013年1月 (百万円)	2月 (百万円)	3月 (百万円)	4月以降 (百万円)
7,358	3,191	2,712	794	660

ハ 売掛金

(イ) 相手先別内訳

摘要	金額(百万円)
シャープ	8,997
深?市華星光電技術	5,913
A G C ファブリテック	5,855
A G C ディスプレイグラス台湾	4,441
旭硝子ファインテクノ韓国	4,299
その他	83,813
計	113,321

(ロ) 滞留状況

当期首残高 (A) (百万円)	当期売上高 (B) (百万円)	当期回収高 (C) (百万円)	当期末残高 (D) (百万円)	回収率並びに滞留状況	
				回収率(%) = $\frac{(C)}{(A)+(B)}$	滞留期間(月) = $(D) \div \frac{(B)}{12}$
104,631	543,103	534,413	113,321	82.5	2.5

ニ 商品及び製品

摘要	金額(百万円)
製品	
ガラス製品	8,645
電子製品	3,129
化学品製品	13,448
計	25,224

ホ 仕掛品

摘要	金額(百万円)
ガラス仕掛品	5,466
電子仕掛品	12,679
化学品仕掛品	6,403
計	24,549

ヘ 原材料及び貯蔵品

摘要	金額(百万円)
原材料	
主要原材料	7,821
包装材料	152
燃料	648
小計	8,622
貯蔵品	12,662
計	21,285

ト 短期貸付金

相手先	金額(百万円)
AGCアメリカ	30,303
AGCガラス・ヨーロッパ	12,500
AGCエレクトロニクス	11,768
その他	33,271
計	87,842

固定資産
関係会社株式

摘要	金額(百万円)
A G C ガラス・ヨーロッパ	97,190
韓国電気硝子	28,399
A G C テクノグラス	14,235
A G C アメリカ	13,314
旭硝子ファインテクノ韓国	13,252
その他	96,074
計	262,466

流動負債
買掛金

相手先	金額(百万円)
A G C ファイナンス	30,290
旭硝子ファインテクノ韓国	4,634
丸善石油化学	4,354
A G C ディスプレイグラス台湾	3,811
京葉モノマー	3,804
その他	49,024
計	95,920

固定負債

イ 社債 90,000百万円

内訳は、1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結附属明細表 社債明細表に記載しております。

ロ 長期借入金

相手先	金額(百万円)
シンジケートローン(注)	121,000
明治安田生命保険	47,000
三菱UFJ信託銀行	25,000
その他	25,000
計	218,000

(注)三菱東京UFJ銀行、みずほコーポレート銀行及び日本生命保険をエージェントとする協調融資によるものであります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り 又は買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告(公告掲載アドレス http://www.agc.com) ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

注 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 単元未満株式の売渡しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第87期)	自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日	2012年 3月29日 関東財務局長に提出
(2) 四半期報告書 及び確認書	(第88期 第1四半 期)	自 2012年 1月 1日 至 2012年 3月31日	2012年 5月14日 関東財務局長に提出
	(第88期 第2四半 期)	自 2012年 4月 1日 至 2012年 6月30日	2012年 8月10日 関東財務局長に提出
	(第88期 第3四半 期)	自 2012年 7月 1日 至 2012年 9月30日	2012年11月 9日 関東財務局長に提出
(3) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第9号の2の規定に基づくものでありま す。		2012年 3月30日 関東財務局長に提出
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第2号の2の規定に基づくものでありま す。		2012年 6月 6日 関東財務局長に提出
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第2号の2の規定に基づくものでありま す。		2013年 2月 7日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書の 訂正報告書	2012年 6月 6日提出の臨時報告書に係わる 訂正報告書であります。		2012年 7月 2日 関東財務局長に提出
(5) 発行登録追補書類(社債) 及びその添付書類			2012年12月14日 関東財務局長に提出
(6) 訂正発行登録書			2012年 3月29日 関東財務局長に提出
			2012年 3月30日 関東財務局長に提出
			2012年 5月14日 関東財務局長に提出
			2012年 6月 6日 関東財務局長に提出
			2012年 7月 2日 関東財務局長に提出

2012年8月10日
関東財務局長に提出

2012年11月9日
関東財務局長に提出

2013年2月8日
関東財務局長に提出

(7)内部統制報告書
及びその添付書類

2012年3月29日
関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2013年3月28日

旭硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 俊哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平野 巖
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	乗松 敏隆

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている旭硝子株式会社の2012年1月1日から2012年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、旭硝子株式会社及び連結子会社の2012年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、旭硝子株式会社の2012年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、旭硝子株式会社が2012年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2013年 3月28日

旭硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 俊哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平野 巖

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 乗松 敏隆

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている旭硝子株式会社の2012年1月1日から2012年12月31日までの第88期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、旭硝子株式会社の2012年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。